

後期高齢者医療制度の概要

(令和6年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要	
	1 制度の運営と仕組み	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)	
	2 被 保 険 者	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)	
	年齢区分別の状況 …… (P 9)	
	異動事由別の状況 …… (P 9)	
	市町村別被保険者数 …… (P 10)	
	3 保 険 料 の 賦 課	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)	
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)	
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)	
	4 保 険 料 の 徴 収	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)	
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)	
	差押えの状況 …… (P 22)	
	不納欠損の状況 …… (P 22)	
	5 保 険 給 付	P 23～P 37
	医療費及び医療給付費 …… (P 27)	
	葬祭費 …… (P 28)	
	診療種別医療費の状況 …… (P 28)	
	1人当たり医療費の状況 …… (P 29)	
	市町村別医療費の状況 …… (P 30)	
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 31)	
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 32)	
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 34)	
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 35)	
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 36・P 37)	
	6 医 療 費 の 適 正 化	P 38
	7 保 健 事 業	P 39～P 43
	市町村別交付額等の状況 …… (P 42)	
	市町村別交付額等の状況(歯科) …… (P 43)	
	8 決 算 の 状 況	P 44～P 49
	一般会計決算の状況 …… (P 46)	
	特別会計決算の状況 …… (P 47・P 48)	
IV	年 表	P 49～P 57

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
(自治体レベルでは35年) 老人医療費の無料化	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成14年度に必ず実施すること	新制度まともならず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

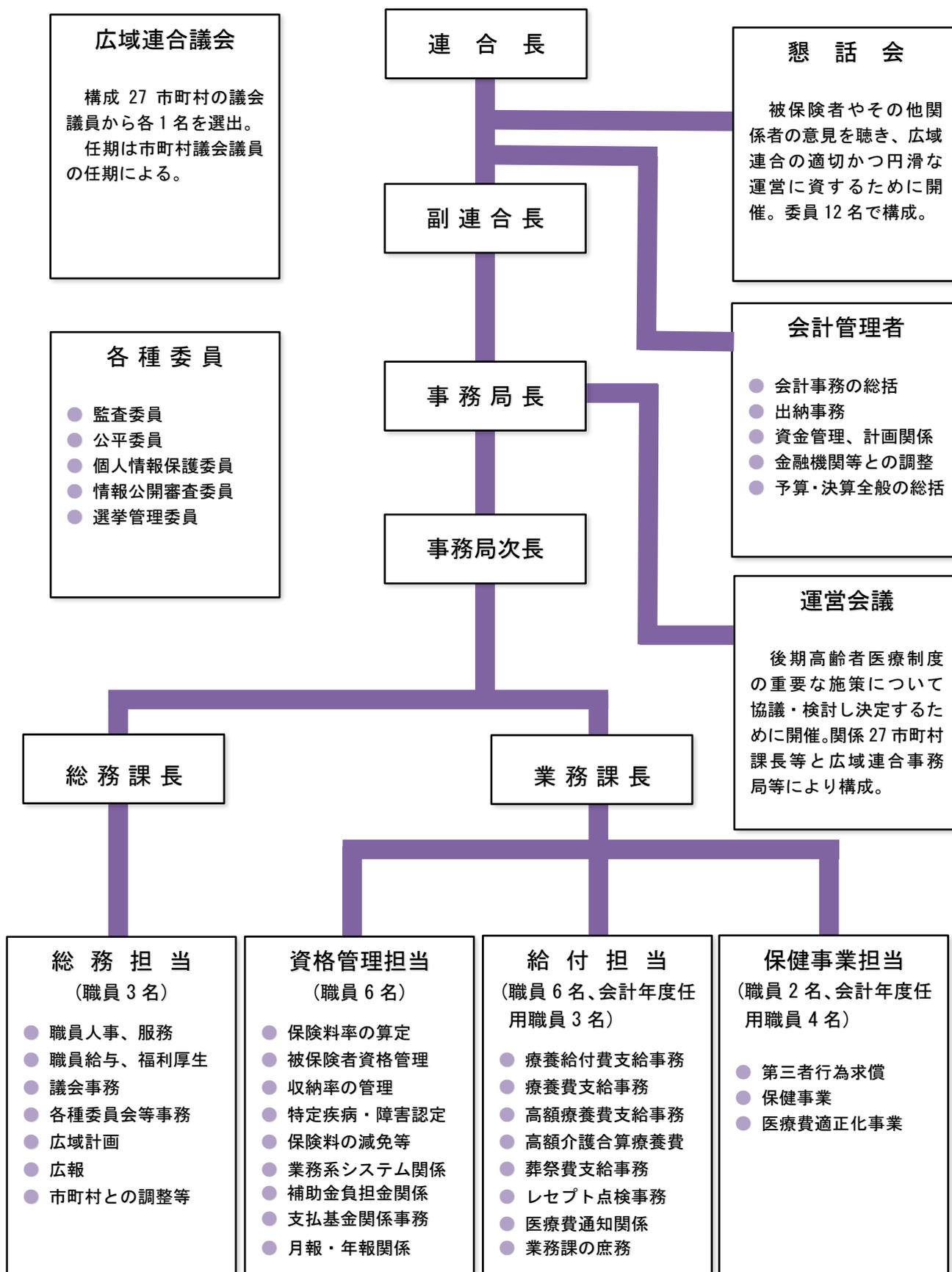
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度となっています。

II 後期高齢者医療広域連合の組織



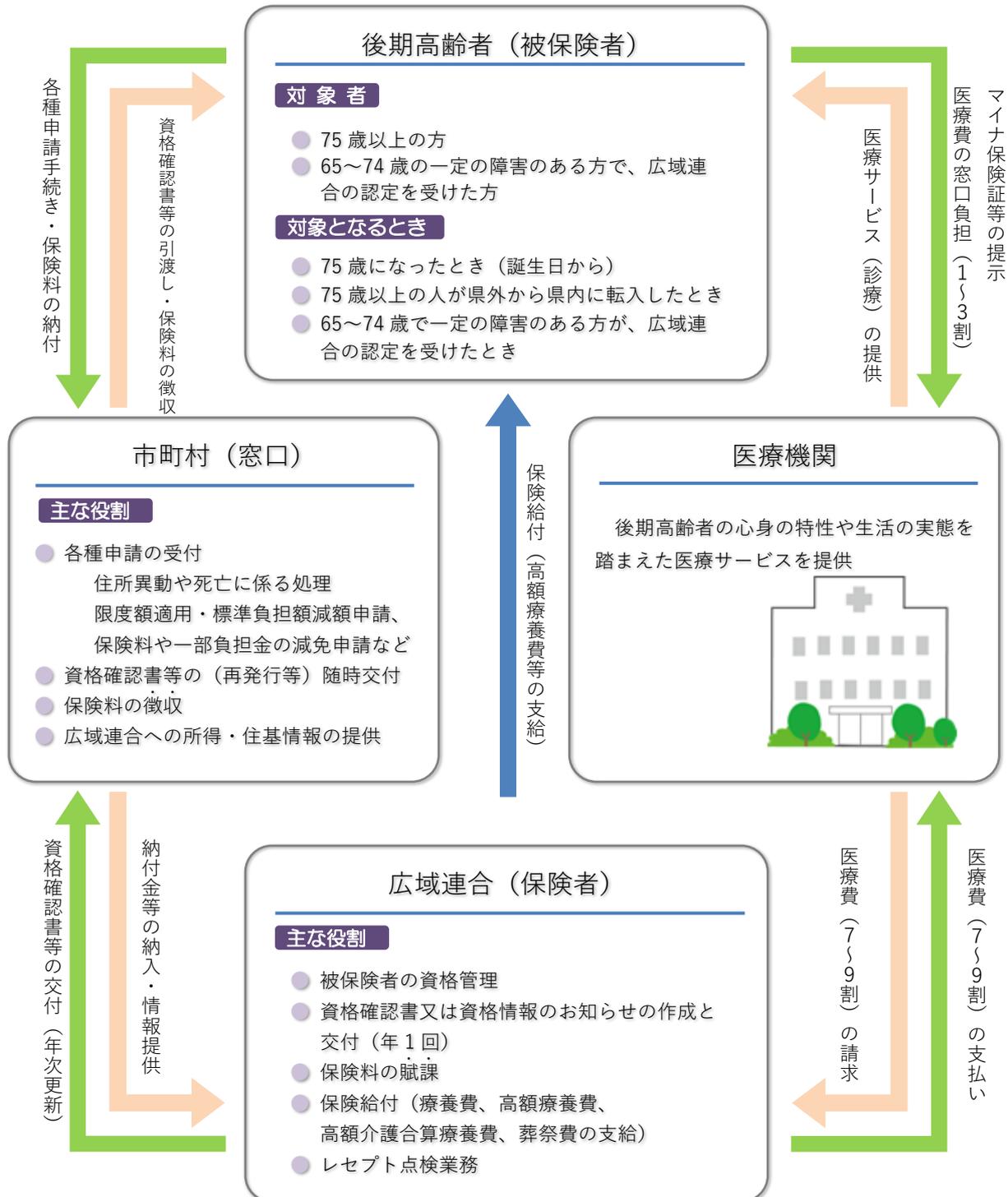
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営と仕組み

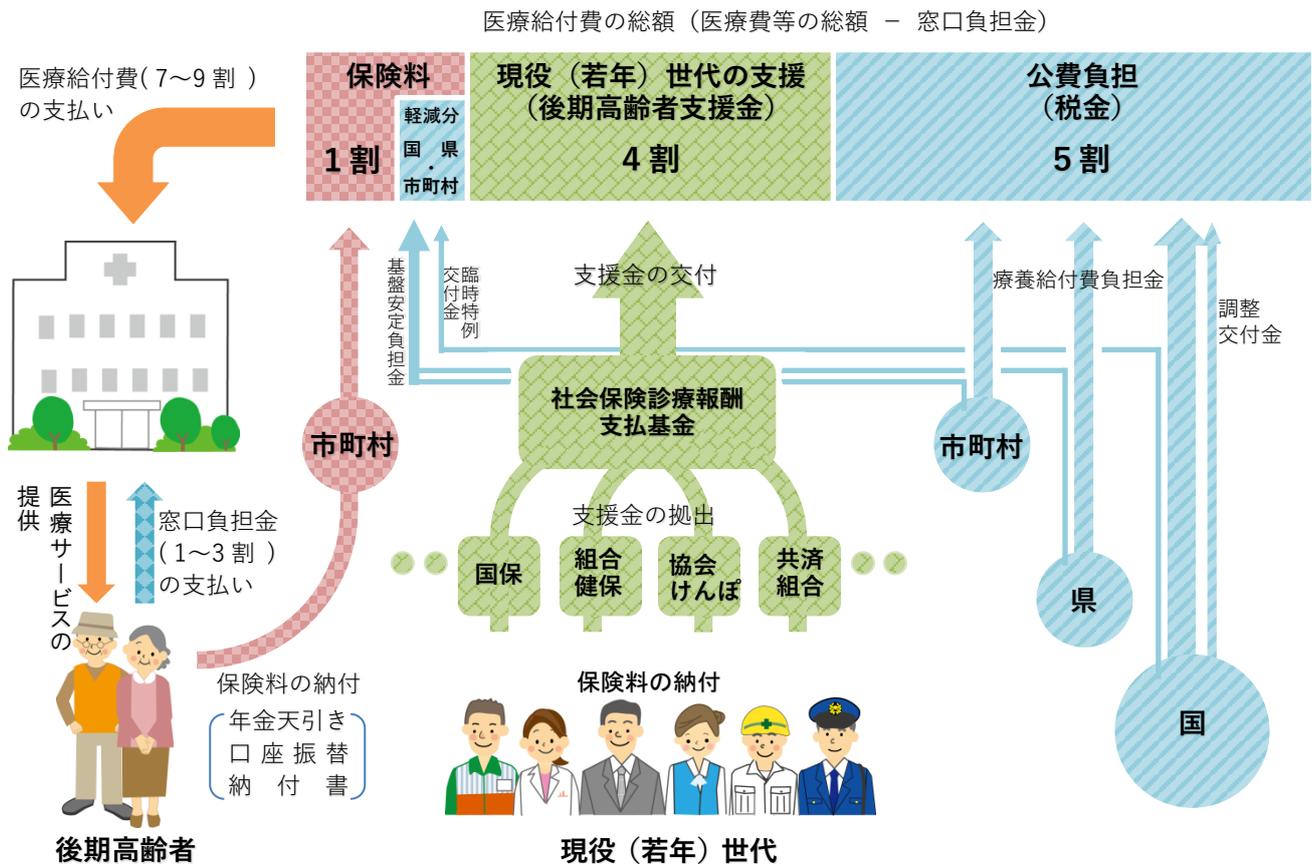
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成19年2月1日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年4月1日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



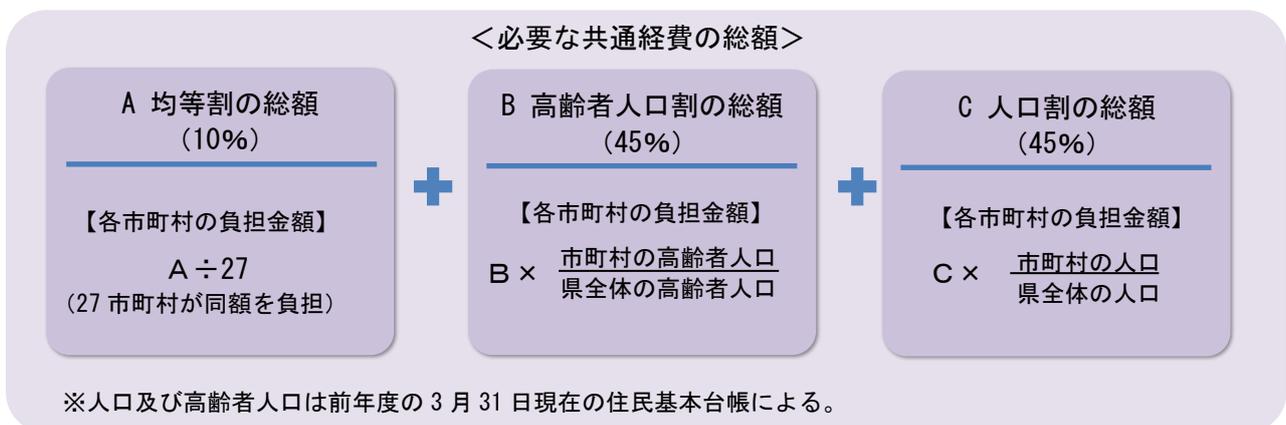
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、令和4・5年度は11.72%、令和6・7年度は12.67%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賅っています。



● 令和6年度市町村負担金（医療給付の財源）の状況

（単位：円）

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	1,451,984,220	1,405,568,461	6,106,553	2,863,659,234	2,137,450,528	651,087,654
2 富士吉田市	324,597,230	280,640,655	529,537	605,767,422	487,448,819	169,209,011
3 都留市	220,958,760	172,316,710	1,182,835	394,458,305	274,062,635	95,409,403
4 山梨市	283,321,310	289,864,164	4,354,349	577,539,823	453,267,376	126,871,524
5 大月市	254,921,010	130,733,090	574,260	386,228,360	302,645,389	103,885,032
6 韭崎市	228,738,380	155,938,970	1,404,616	386,081,966	291,475,105	97,050,961
7 南アルプス市	506,638,530	390,367,997	1,644,182	898,650,709	683,711,717	209,623,973
8 北杜市	503,682,330	367,094,291	635,869	871,412,490	604,066,535	203,571,766
9 甲斐市	549,332,920	437,102,944	2,167,794	988,603,658	720,207,111	210,581,399
10 笛吹市	448,776,490	601,336,800	3,059,788	1,053,173,078	801,178,094	222,161,194
11 上野原市	246,432,710	160,057,200	498,590	406,988,500	262,926,600	81,319,469
12 甲州市	280,016,470	306,098,930	1,075,980	587,191,380	414,778,179	117,592,487
13 中央市	191,468,520	177,360,960	431,500	369,260,980	258,826,354	80,092,517
14 市川三郷町	151,347,310	71,800,740	854,670	224,002,720	197,462,747	73,899,052
15 早川町	10,915,630	8,851,500	51,100	19,818,230	18,664,034	6,333,974
16 身延町	136,344,290	68,509,250	119,050	204,972,590	198,620,818	62,796,059
17 南部町	86,106,340	32,689,180	0	118,795,520	112,535,535	34,369,134
18 富士川町	126,327,830	83,115,170	610,480	210,053,480	167,446,231	63,057,959
19 昭和町	98,145,370	134,452,440	412,090	233,009,900	144,213,646	39,297,187
20 道志村	17,315,581	16,207,130	2,720	33,525,431	15,907,649	4,931,026
21 西桂町	28,105,930	16,629,760	0	44,735,690	40,158,730	14,186,391
22 忍野村	42,816,130	42,656,900	0	85,473,030	57,581,646	18,212,866
23 山中湖村	42,440,730	76,412,220	1,197,820	120,050,770	58,335,422	13,956,650
24 鳴沢村	24,753,380	21,781,060	3,060	46,537,500	28,668,974	10,338,449
25 富士河口湖町	168,819,200	170,369,400	1,669,940	340,858,540	223,796,044	68,578,763
26 小菅村	5,570,610	7,840,254	62,600	13,473,464	8,530,170	4,461,410
27 丹波山村	4,212,050	2,006,000	0	6,218,050	7,822,943	3,449,395
広域連合	6,434,089,261	5,627,802,176	28,649,383	12,090,540,820	8,971,789,031	2,786,324,705

● 令和6年度市町村負担金（人件費・事務費等の財源）の状況

（単位：人、円）

市町村名	市町村人口		負担金額				（参考）
	総数	うち後期高齢者	均等割	人口割	後期高齢者人口割	計	令和5年度負担金
1 甲府市	183,984	32,440	2,088,889	58,182,087	58,221,877	118,493,000	110,028,000
2 富士吉田市	46,472	8,011	2,088,889	14,696,049	14,377,788	31,163,000	28,915,000
3 都留市	28,428	4,881	2,088,889	8,989,914	8,760,203	19,839,000	18,397,000
4 山梨市	32,912	6,538	2,088,889	10,407,910	11,734,113	24,231,000	22,536,000
5 大月市	21,555	5,119	2,088,889	6,816,434	9,187,355	18,093,000	16,881,000
6 韭崎市	27,986	4,805	2,088,889	8,850,138	8,623,801	19,563,000	18,051,000
7 南アルプス市	71,511	10,750	2,088,889	22,614,245	19,293,624	43,997,000	40,234,000
8 北杜市	45,410	10,347	2,088,889	14,360,208	18,570,338	35,019,000	32,232,000
9 甲斐市	76,273	10,985	2,088,889	24,120,153	19,715,392	45,924,000	41,909,000
10 笛吹市	67,083	11,689	2,088,889	21,213,958	20,978,900	44,282,000	40,924,000
11 上野原市	21,454	4,549	2,088,889	6,784,495	8,164,344	17,038,000	15,770,000
12 甲州市	29,411	6,327	2,088,889	9,300,773	11,355,420	22,745,000	21,015,000
13 中央市	30,540	4,123	2,088,889	9,657,801	7,399,778	19,146,000	17,464,000
14 市川三郷町	14,570	3,301	2,088,889	4,607,537	5,924,489	12,621,000	11,849,000
15 早川町	864	274	2,088,889	273,227	491,763	2,854,000	2,676,000
16 身延町	9,931	2,948	2,088,889	3,140,525	5,290,940	10,520,000	9,946,000
17 南部町	6,856	1,693	2,088,889	2,168,104	3,038,521	7,295,000	6,808,000
18 富士川町	14,083	2,908	2,088,889	4,453,530	5,219,150	11,762,000	10,893,000
19 昭和町	21,216	2,186	2,088,889	6,709,231	3,923,336	12,721,000	11,614,000
20 道志村	1,535	328	2,088,889	485,420	588,680	3,163,000	2,906,000
21 西桂町	3,954	670	2,088,889	1,250,391	1,202,486	4,542,000	4,212,000
22 忍野村	9,667	978	2,088,889	3,057,039	1,755,271	6,901,000	6,328,000
23 山中湖村	5,770	961	2,088,889	1,824,673	1,724,760	5,638,000	5,132,000
24 鳴沢村	3,069	557	2,088,889	970,524	999,679	4,059,000	3,768,000
25 富士河口湖町	26,907	3,740	2,088,889	8,508,921	6,712,387	17,310,000	15,880,000
26 小菅村	621	179	2,088,889	196,382	321,261	2,607,000	2,426,000
27 丹波山村	507	125	2,088,889	160,331	224,344	2,474,000	2,324,000
広域連合	802,569	141,412	56,400,003	253,800,000	253,800,000	564,000,000	521,118,000

※ 市町村人口は、令和6年3月31日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない。

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることとなります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が 75 歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第 55 条の 2（※））となります。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設「のぞみの園」の設置する施設
4	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
5	特定施設（介護保険法第 8 条第 11 項）指定介護保険施設

(4) 資格確認書・マイナ保険証

資格確認書は、マイナ保険証の登録状況に関わらず、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までにお住まいの市町村から送付されます。

65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された場合は、その都度新しい資格確認書が交付されます。

資格確認書の有効期限は 1 年となっており、毎年 7 月に更新を行い、8 月 1 日から新しい資格確認書になります。なお、負担割合も前年中の所得等により再判定されます。

※高確法・・・「高齢者の医療の確保に関する法律」のことを指します。

資格確認書 見本	
被 保 険 者 名	後期 太郎
被 保 険 者 番 号	00000000
住 所	甲府市蓬沢1丁目15番35号
負 担 割 合	1 割
有 効 期 限	令和 8 年 7 月 31 日

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和 8 年 7 月 31 日
被 保 険 者 番 号	00000000	
氏 名	後期 太郎	性別 男
生 年 月 日		昭和 0 年 0 月 0 日
資 格 取 得 年 月 日		令和 0 年 0 月 0 日
交 付 年 月 日		令和 0 年 0 月 0 日
負 担 割 合・発 行 期 日		
限 度 区 分・発 行 期 日		
長 期 入 院 該 当 日		
特 定 疾 病 区 分・発 行 期 日		
保 険 者 番 号	3 9 1 9 0 0 0 0	
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合	印

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
令和2年度	805,756	129,550	▲ 0.38	16.08	1,106	0.00
令和3年度	800,598	131,280	1.34	16.40	1,039	▲ 6.06
令和4年度	796,231	135,677	3.35	16.87	913	▲ 12.13
令和5年度	792,492	139,605	2.90	17.62	800	▲ 12.38
令和6年度	784,497	143,155	2.54	18.25	699	▲ 12.63

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による翌年度4月1日現在の人口

[参考] 全国の被保険者数の推移

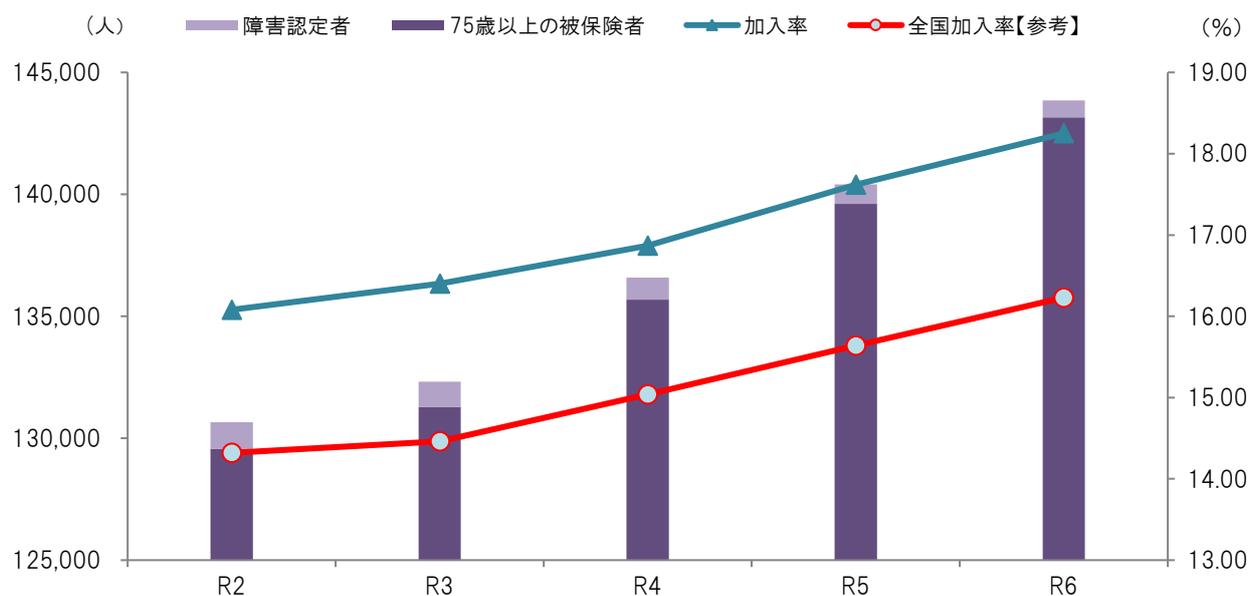
(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総人口 (全国)	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
令和2年度	125,416,930	18,060,182	0.16	14.40	297,003	▲ 1.24
令和3年度	125,854,647	18,433,595	2.07	14.65	280,156	▲ 5.67
令和4年度	125,071,329	18,899,150	2.53	15.11	262,434	▲ 6.33
令和5年度	124,554,329	19,560,793	3.50	15.70	238,684	▲ 9.05
令和6年度	123,801,750	20,092,535	3.34	16.23	222,080	▲ 8.92

※ 被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（当該年度年9月）」による

※ 総人口（全国）は、総務省人口推計における当該年度10月1日現在確定値による

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳～69歳	371	307	271	214	174
70歳～74歳	735	732	642	586	525
75歳～79歳	44,655	44,535	48,072	50,186	53,639
80歳～84歳	36,480	37,700	38,408	40,324	40,388
85歳～89歳	26,470	26,795	27,016	26,828	26,741
90歳～94歳	15,089	15,178	15,283	15,306	15,404
95歳～99歳	4,881	5,143	5,109	5,250	5,385
100歳～	869	890	876	911	899
計	129,550	131,280	135,677	139,605	143,155
被扶養者であった被保険者 [再掲]	1,026	1,008	1,374	1,458	1,395

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増	転入	404	453	436	484	486
	生活保護の廃止	82	82	58	83	77
	年齢到達	7,157	9,953	13,640	13,023	12,840
	その他	257	240	213	181	171
	計	7,900	10,728	14,347	13,771	13,574
減	転出	329	362	383	372	388
	生活保護の開始	233	294	323	332	296
	死亡	7,590	8,069	8,903	8,750	8,910
	その他	92	109	113	121	130
	計	8,244	8,834	9,722	9,575	9,724
増減差	転入－転出	75	91	53	112	98
	生活保護の廃止－開始	▲151	▲212	▲265	▲249	▲219
	年齢到達－死亡	▲433	1,884	4,737	4,273	3,930
	その他	165	131	100	60	41
	計	▲344	1,894	4,625	4,196	3,850

※ 「その他」には障害認定による増減を含む。

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 令和6年度市町村別被保険者数

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			[再 掲]					
	人数	構成比	年度平均	障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
				人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	32,172	22.47	32,045	303	0.94	201	0.62	2,702	8.40
2 富 士 吉 田 市	8,026	5.63	8,033	10	0.12	124	1.54	570	7.10
3 都 留 市	4,949	3.46	4,905	2	0.04	70	1.41	356	7.19
4 山 梨 市	6,663	4.65	6,629	89	1.34	52	0.78	551	8.27
5 大 月 市	5,253	3.67	5,176	5	0.10	64	1.22	241	4.59
6 韮 崎 市	4,879	3.41	4,812	3	0.06	47	0.96	364	7.46
7 南アルプス市	11,078	7.74	10,907	60	0.54	125	1.13	849	7.66
8 北 杜 市	10,656	7.44	10,519	19	0.18	77	0.72	703	6.60
9 甲 斐 市	11,259	7.86	11,076	10	0.09	142	1.26	890	7.90
10 笛 吹 市	11,648	8.14	11,524	71	0.61	111	0.95	1,203	10.33
11 上 野 原 市	4,672	3.26	4,602	4	0.09	40	0.86	308	6.59
12 甲 州 市	6,307	4.41	6,279	5	0.08	40	0.63	672	10.65
13 中 央 市	4,272	2.98	4,200	5	0.12	60	1.40	351	8.22
14 市 川 三 郷 町	3,380	2.36	3,359	50	1.48	29	0.86	148	4.38
15 早 川 町	266	0.19	274	0	0	0	0	14	5.26
16 身 延 町	2,908	2.03	2,934	27	0.93	25	0.86	127	4.37
17 南 部 町	1,750	1.22	1,734	11	0.63	18	1.03	54	3.09
18 富 士 川 町	2,915	2.04	2,904	12	0.41	30	1.03	154	5.28
19 昭 和 町	2,251	1.57	2,206	2	0.09	28	1.24	252	11.2
20 道 志 村	333	0.23	329	2	0.60	2	0.60	36	10.81
21 西 桂 町	681	0.48	678	0	0	17	2.50	30	4.41
22 忍 野 村	1,034	0.72	1,016	2	0.19	22	2.13	75	7.25
23 山 中 湖 村	1,033	0.72	1,004	1	0.10	11	1.06	152	14.71
24 鳴 沢 村	582	0.41	569	0	0	7	1.20	37	6.36
25 富 士 河 口 湖 町	3,817	2.67	3,774	6	0.16	52	1.36	349	9.14
26 小 菅 村	200	0.19	197	0	0	1	0.50	15	7.50
27 丹 波 山 村	135	0.09	137	0	0	0	0	3	2.22
広 域 連 合	143,155	100.00	141,819	699	0.49	1,395	0.97	11,206	7.83

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値を計上しているため、広域連合の年度平均値と各市町村の年度平均値の合計は一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

小菅村については、高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の規定に基づいて、平成20年度から平成25年度まで不均一賦課することを条例で定めていました。(差額は国県が1/2ずつ負担)。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国平均からみた県の所得水準により比率が変化します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

<必要な保険料の総額>

均等割（総額） ←→ 所得割（総額）
 原則 50% 原則 50%

※ 所得水準により割合が変化

〔 令和6年度本算定時における賦課割合は、均等割 49.10% : 所得割 50.90% 〕

均等割額

均等割（総額） ÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

所得割率

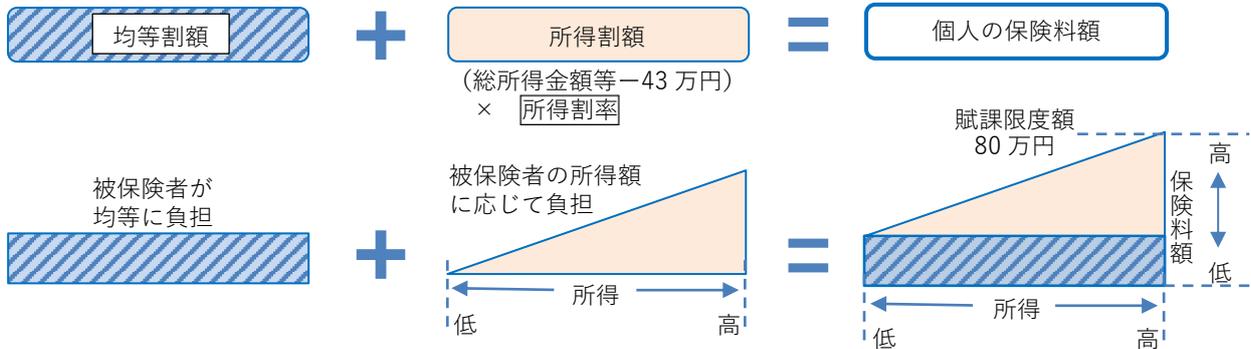
所得割（総額） ÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

令和6・7年度の算定では、均等割については、「制度改正に伴う増加」が生じないようにするため、所得割賦課総額は、所得係数に52/48(補正係数)を乗じています。

年度	所得割率	均等割額
平成24・25年度	7.86%	39,670円
平成26・27年度	7.86%	40,490円
平成28・29年度	7.86%	40,490円
平成30・令和元年度	7.86%	40,490円
令和2・3年度	7.86%	40,490円
令和4・5年度	8.30%	40,980円
令和6・7年度	11.11%	50,770円

(3) 個人の保険料額

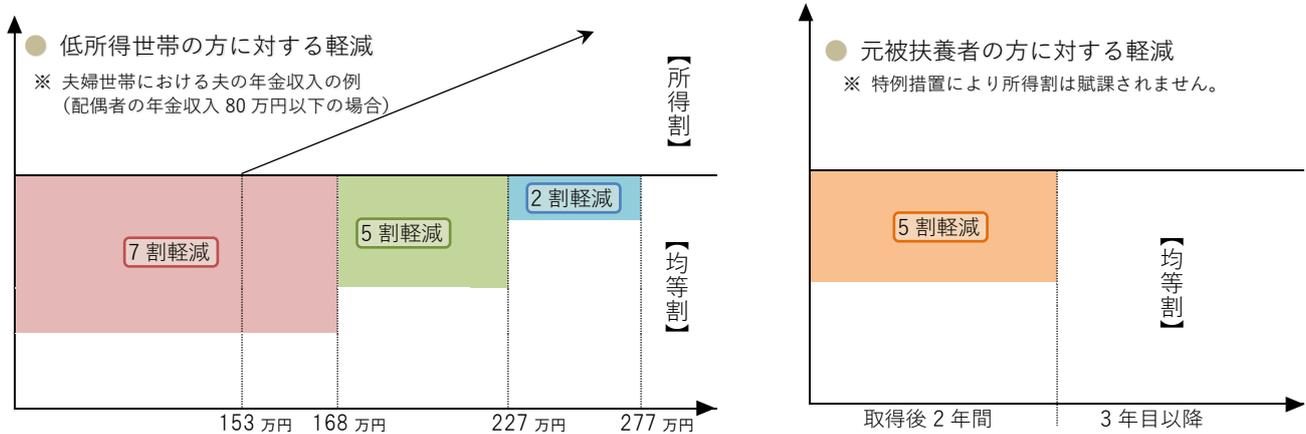
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、保険料の軽減に要する財源は、後期高齢者保険基盤安定負担金（下図の「低所得世帯の方に対する軽減」及び「元被扶養者の方に対する軽減」の網掛け部分に要する費用）により、県が3/4、市町村が1/4を負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減の対象となる条件（令和6年度）
7 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1)
均等割額 5 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 29.5 万円 × 被保険者数
2 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 54.5 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
 公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から 2 年間、所得割額は賦課されません。また、均等割額については、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

(5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条)

- 1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
- 3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。
- 6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病又は収入の減少等)
※新型コロナウイルスによる減免は令和 5 年 3 月 31 日で終了

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者 人数計	(内訳)									
		現役並み所得者		一般Ⅱ		一般Ⅰ		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
令和2	129,550	8,024	6.19	-	-	69,226	53.44	30,358	23.43	21,942	16.94
令和3	131,280	8,232	6.27	-	-	69,683	53.08	31,629	24.09	21,736	16.56
令和4	135,677	9,414	6.94	23,604	17.40	47,537	35.04	33,451	24.65	21,671	15.97
令和5	139,605	10,244	7.34	24,558	17.59	48,385	34.66	34,854	24.97	21,564	15.45
令和6	143,155	11,206	7.83	26,306	18.38	49,040	34.26	35,663	24.91	20,940	14.63

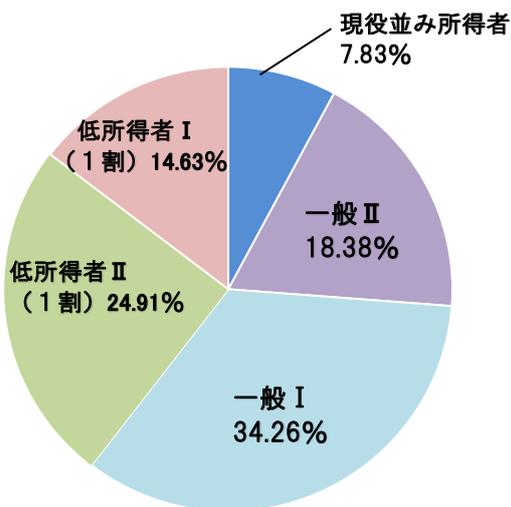
● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、%)

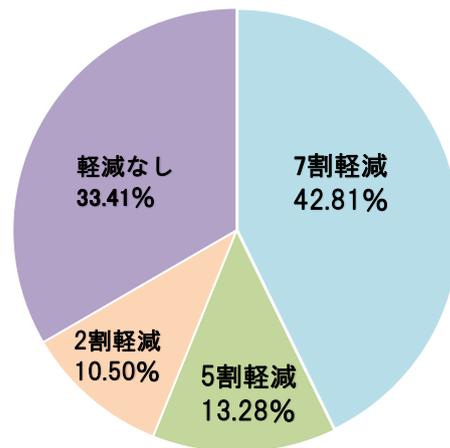
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体※		139,208	-	144,437	-	148,286	-	142,367	-
均等割軽減者数	7割	61,418	44.12	63,121	43.70	63,844	43.05	60,946	42.81
	5割(被扶養者軽減を含む)	17,100	12.28	18,362	12.71	20,175	13.61	18,903	13.28
	2割	13,092	9.40	13,888	9.62	15,017	10.13	14,951	10.50

※ 保険料の調定情報に基づく被保険者数を計上しているため、年度末の被保険者数とは一致しません。

● 所得区分の割合 [令和6年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [令和6年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目		平成 28 ・ 29 年度	平成 30 ・ 令和元年度	令和 2 ・ 3 年度	令和 4 ・ 5 年度	令和 6 ・ 7 年度
均一賦課	所得割率	7.86%	7.86%	7.86%	8.30%	11.11%
	均等割額	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,980 円	50,770 円
賦課限度額（法定）		57（57）万円	62（62）万円	64（64）万円	66（66）万円	80（80）万円

イ 賦課割合

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
所得割	45.79%	45.69%	47.90%	48.79%	50.90%
均等割	54.21%	54.31%	52.10%	51.21%	49.10%

※ 賦課割合は、本算定時（7月1日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
軽減前賦課額	74,687 円	74,549 円	78,650 円	80,019 円	103,395 円
増減額	219 円	▲138 円	4,101 円	1,369 円	23,376 円
対前年度増減率	0.29%	▲0.18%	5.50%	1.74%	29.21%
軽減後賦課額	58,000 円	58,360 円	62,172 円	63,227 円	83,125 円
増減額	1,624 円	360 円	3,812 円	1,055 円	19,898 円
対前年度増減率	2.88%	0.62%	6.53%	1.70%	31.47%

※ 各項目の数値は、本算定時（7月1日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したものの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したものの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者1人当たり平均保険料額(月額)			
	令和6・7年度				令和4・5年度		令和6・7年度		令和4・5年度	令和2・3年度
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	所得割率	保険料額	順位	保険料額	保険料額
全 国	50,389	-	10.21	-	47,777	9.34	7,137	-	6,472	6,358
北 海 道	52,953	15	11.79	2	51,892	10.98	6,403	26	6,014	5,995
青 森 県	46,800	37	9.9	27	44,400	8.80	4,578	46	4,267	4,165
岩 手 県	43,800	46	8.53	47	40,900	7.36	4,674	45	4,269	3,941
宮 城 県	47,400	34	9.28	39	44,640	8.62	6,297	27	5,687	5,324
秋 田 県	45,260	43	9.02	42	44,310	8.27	4,443	47	4,097	3,975
山 形 県	47,600	32	9.43	38	43,100	8.80	5,184	43	4,613	4,535
福 島 県	45,900	40	8.98	43	44,300	8.48	5,293	41	4,922	4,732
茨 城 県	47,500	33	9.66	32	46,000	8.50	6,483	24	5,842	5,798
栃 木 県	45,600	42	8.84	44	43,200	8.54	5,890	36	5,352	5,377
群 馬 県	49,100	29	10.07	26	45,700	8.89	6,135	30	5,499	5,368
埼 玉 県	45,930	39	9.03	41	44,170	8.38	7,156	10	6,564	6,260
千 葉 県	43,800	46	9.11	40	43,400	8.39	6,993	13	6,648	6,633
東 京 都	47,300	35	9.67	31	46,400	9.49	9,279	1	8,737	8,360
神 奈 川 県	45,900	40	10.08	23	43,100	8.78	8,868	2	7,886	7,858
新 潟 県	44,200	45	8.61	46	40,400	7.84	5,099	44	4,552	4,474
富 山 県	46,800	37	8.82	45	46,800	8.82	6,017	33	5,684	5,695
石 川 県	50,760	23	9.88	28	48,500	9.53	6,685	19	6,036	5,900
福 井 県	49,700	26	9.7	30	49,700	9.70	6,595	20	6,230	5,810
山 梨 県	50,770	22	11.11	10	40,980	8.30	6,843	15	5,109	4,934
長 野 県	44,365	44	9.45	37	40,907	8.43	5,992	35	5,260	5,227
岐 阜 県	49,412	28	9.56	34	46,023	8.90	6,571	21	5,840	5,645
静 岡 県	47,000	36	9.49	36	42,500	8.29	6,831	16	5,897	5,808
愛 知 県	53,438	14	11.13	9	49,398	9.57	8,615	3	7,593	7,638
三 重 県	48,903	30	9.82	29	44,589	8.99	6,428	25	5,689	5,753
滋 賀 県	48,604	31	9.56	34	46,160	8.70	6,815	17	6,168	6,161
京 都 府	56,340	9	10.95	14	53,420	10.46	7,763	6	7,202	7,001
大 阪 府	57,172	5	11.75	3	54,461	11.12	7,972	5	7,305	7,286
兵 庫 県	52,791	16	11.24	8	50,147	10.28	7,454	9	6,960	7,243
奈 良 県	51,500	21	10.55	17	50,500	9.93	7,749	7	7,096	6,947
和 歌 山 県	54,428	12	11.04	12	50,317	9.33	6,272	28	5,393	5,376
鳥 取 県	52,138	18	10.64	16	47,436	9.10	5,818	37	5,097	4,614
島 根 県	50,160	25	10.08	23	50,880	9.35	5,756	39	5,347	5,265
岡 山 県	50,200	24	10.49	19	47,500	9.50	6,544	22	5,917	5,790
広 島 県	49,621	27	9.63	33	45,840	8.67	7,089	11	6,198	6,254
山 口 県	57,012	7	11.52	7	53,417	10.34	6,995	12	6,252	6,362
徳 島 県	56,311	10	10.55	17	56,044	10.47	6,009	34	5,718	5,583
香 川 県	54,000	13	10.41	20	50,800	9.80	6,846	14	6,326	6,122
愛 媛 県	51,930	19	10.16	22	49,140	9.09	5,793	38	5,262	5,047
高 知 県	56,000	11	10.78	15	55,500	10.50	6,048	32	5,729	5,620
福 岡 県	60,004	1	11.83	1	56,435	10.54	7,535	8	6,811	6,765
佐 賀 県	57,100	6	11.09	11	54,100	10.23	6,541	23	5,783	5,579
長 崎 県	52,400	17	10.31	21	49,400	9.03	5,749	40	5,249	4,954
熊 本 県	58,000	4	10.98	13	54,000	10.26	6,188	29	5,518	5,216
大 分 県	59,200	3	11.55	6	53,600	10.32	6,699	18	5,257	4,964
宮 崎 県	51,700	20	10.08	23	48,400	9.08	5,274	42	4,718	4,648
鹿 児 島 県	59,900	2	11.72	4	56,900	10.88	6,098	31	5,350	5,108
沖 縄 県	56,400	8	11.6	5	48,440	8.88	8,157	4	6,346	6,316

●均一保険料率及び令和6・7年度、令和4・5年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について」(令和6年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

●令和2・3年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について」(令和4年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	本

仮 … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

本 … 本算定後の保険料。

(3) 未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者（以下「保険料滞納被保険者」という。）に対して接触を図り、保険料の納付を直接働きかけます。その際、被保険者の状況に応じて保険料の分割納付、減免・徴収猶予制度についても十分に説明を行います。

十分な収入・資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対しては、財産調査等を実施し、滞納処分を行います。

① 「納付勧奨通知」の送付

保険料滞納被保険者に対して、現在の状況等を把握するため納付勧奨通知を送付します。

② 「資格確認書（特別療養費）」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格確認書（特別療養費）」を交付し、特別療養費（医療費を医療機関の窓口で全額自己負担し、後に申請により保険給付分を請求することができる制度）を支給する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）
- 後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて（令和 6 年 11 月 15 日付け保高発 1115 第 1 号）

(4) 保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

保険料の収納不足や医療給付費等の増大によって財源不足が生じる場合、不足する金額の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が都道府県毎に設置されており、その基金の財源は、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担しています。

山梨県では、平成 20 年度から 25 年度まで給付見込額の 0.09%（拠出率）を基金に積み立てておりましたが、平成 26 年度以降は、収入不足に対応するための必要額が基金に確保されている（令和 3 年度末時点の基金残高 約 14 億円）ことから、拠出率は 0%となっています。

令和 5 年度、医療費増額に伴う保険料不足が生じたため、基金より 8 億円の借入れを行い、令和 6・7 年度の保険料算定においては、保険料抑制のため、基金の活用について、県と度重なる協議を行いました。残額の減少、及び今後の突発的な事象に対応するため、活用しないことになりました。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度増減
令和2年度	7,666,279,030	100.00	7,642,259,081	99.68	0.12
現年度分	7,655,216,030	99.86	7,631,362,021	99.68	0.12
特別徴収	4,839,250,590	63.22	4,839,250,590	100.00	0.00
普通徴収	2,815,965,440	36.78	2,792,111,431	99.15	0.29
過年度分	11,063,000	0.14	10,897,060	98.50	▲0.61
令和3年度	7,766,181,860	100.00	7,738,960,440	99.64	▲0.04
現年度分	7,752,527,600	99.82	7,725,927,610	99.65	▲0.03
特別徴収	4,902,591,770	63.24	4,902,591,770	100.00	0.00
普通徴収	2,849,935,830	36.76	2,823,335,840	99.06	▲0.09
過年度分	13,654,260	0.18	13,032,830	95.44	▲3.06
令和4年度	8,528,601,830	100.00	8,501,137,289	99.67	0.03
現年度分	8,510,864,170	99.79	8,484,129,319	99.69	0.04
特別徴収	5,069,904,090	59.45	5,069,901,010	100.00	0.00
普通徴収	3,440,960,080	40.35	3,414,228,309	99.22	0.16
過年度分	17,737,660	0.21	17,007,970	95.89	0.45
令和5年度	8,963,114,870	100.00	8,926,215,906	99.58	▲0.09
現年度分	8,939,339,410	99.73	8,903,189,936	99.60	▲0.09
特別徴収	5,259,199,600	58.67	5,259,199,600	100.00	0.00
普通徴収	3,680,139,810	41.06	3,643,990,336	99.02	▲0.20
過年度分	23,775,460	0.27	23,025,970	96.85	0.96
令和6年度	12,114,824,850	100.00	12,051,092,723	99.47	▲0.11
現年度分	12,088,585,920	99.78	12,025,541,713	99.48	▲0.12
特別徴収	6,412,298,400	52.93	6,412,298,400	100.00	0.00
普通徴収	5,676,287,520	46.85	5,613,243,313	98.89	▲0.13
過年度分	26,238,930	0.22	25,551,010	97.38	0.53

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度増減	不納欠損額
令和2年度	50,914,624	29,318,491	57.58	1.41	6,088,800
令和3年度	39,185,262	21,886,123	55.85	▲1.73	4,328,872
令和4年度	39,865,587	22,036,510	55.28	▲0.58	3,673,629
令和5年度	41,186,599	22,224,144	53.95	▲1.32	5,194,499
令和6年度	50,510,120	28,186,073	55.80	1.86	5,229,467

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 市町村別収納状況 [令和 6 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不納欠損額
	現年度分		過年度分	計	構成比率				
	特別徴収	普通徴収							
1 甲 府 市	1,445,458,660	1,414,659,150	6,220,670	2,866,338,480	23.66	2,851,231,660	15,106,820	99.47	0
2 富 士 吉 田 市	323,659,950	282,941,220	619,200	607,220,370	5.01	605,405,032	1,815,338	99.70	0
3 都 留 市	220,285,450	176,807,160	366,400	397,459,010	3.28	394,817,720	2,641,290	99.34	0
4 山 梨 市	282,455,520	292,949,970	2,065,600	577,471,090	4.77	572,189,620	5,281,470	99.09	0
5 大 月 市	254,124,500	131,632,240	919,500	386,676,240	3.19	385,172,160	1,504,080	99.61	0
6 韮 崎 市	227,803,840	160,888,070	1,034,830	389,726,740	3.22	384,814,370	4,912,370	98.74	0
7 南アルプス市	505,722,690	393,459,010	1,070,600	900,252,300	7.43	897,246,314	3,005,986	99.67	0
8 北 杜 市	501,874,080	367,951,700	1,293,370	871,119,150	7.19	870,050,150	1,008,170	99.88	60,830
9 甲 斐 市	547,894,940	442,158,380	1,011,270	991,064,590	8.18	986,833,740	4,230,850	99.57	0
10 笛 吹 市	448,186,930	603,696,560	5,138,890	1,057,022,380	8.73	1,051,111,570	5,910,810	99.44	0
11 上 野 原 市	245,944,240	162,206,200	1,190,290	409,340,730	3.38	405,842,270	3,498,460	99.15	0
12 甲 州 市	278,899,590	305,211,790	1,976,290	586,087,670	4.84	583,509,430	2,578,240	99.56	0
13 中 央 市	191,124,710	180,025,440	228,520	371,378,670	3.07	368,843,750	2,534,920	99.31	0
14 市 川 三 郷 町	150,714,890	73,196,860	236,940	224,148,690	1.85	222,804,130	1,344,560	99.40	0
15 早 川 町	11,028,960	7,933,820	174,500	19,137,280	0.16	19,067,180	70,100	99.63	0
16 身 延 町	134,060,190	68,962,110	321,080	203,343,380	1.68	202,673,827	669,553	99.67	0
17 南 部 町	85,826,410	32,896,680	66,870	118,789,960	0.98	118,681,920	108,040	99.91	0
18 富 士 川 町	125,855,160	84,206,550	311,410	210,373,120	1.74	209,637,330	735,790	99.65	0
19 昭 和 町	97,828,810	136,841,980	576,490	235,247,280	1.94	232,428,580	2,818,700	98.80	0
20 道 志 村	17,567,870	16,345,390	8,190	33,921,450	0.28	33,921,450	0	100.0	0
21 西 桂 町	27,995,620	16,582,920	34,120	44,612,660	0.37	44,612,660	0	100.0	0
22 忍 野 村	42,852,440	42,773,510	96,310	85,722,260	0.71	85,707,030	15,230	99.98	0
23 山 中 湖 村	42,338,920	77,281,170	292,940	119,913,030	0.99	119,154,010	759,020	99.37	0
24 鳴 沢 村	24,737,240	21,695,190	3,060	46,435,490	0.38	46,435,490	0	100.0	0
25 富 士 河 口 湖 町	168,002,970	172,083,330	636,830	340,723,130	2.81	338,336,910	2,386,220	99.30	0
26 小 菅 村	5,816,850	8,530,890	54,060	14,401,800	0.12	14,095,970	305,830	97.88	0
27 丹 波 山 村	4,236,970	2,370,230	290,700	6,897,900	0.06	6,468,450	429,450	93.77	0
広 域 連 合	6,412,298,400	5,676,287,520	26,238,930	12,114,824,850	100.00	12,051,092,723	63,671,297	99.47	60,830

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	15,280,831	30.25	6,095,653	9,185,178	39.89	2,792,606	18.28
2 富 士 吉 田 市	1,061,810	2.10	529,537	532,273	49.87	267,033	25.15
3 都 留 市	1,595,235	3.16	1,169,695	425,540	73.32	77,940	4.89
4 山 梨 市	4,959,220	9.82	3,968,859	990,361	80.03	239,570	4.83
5 大 月 市	922,970	1.83	574,260	348,710	62.22	78,950	8.55
6 韭 崎 市	1,987,806	3.94	1,404,616	583,190	70.66	51,820	2.61
7 南アルプス市	2,482,230	4.91	1,644,182	838,048	66.24	341,948	13.78
8 北 杜 市	900,809	1.78	582,079	318,730	64.62	0	0.00
9 甲 斐 市	3,726,990	7.38	2,167,794	1,559,196	58.16	0	0.00
10 笛 吹 市	4,834,238	9.57	3,056,378	1,777,860	63.22	212,670	4.40
11 上 野 原 市	1,771,590	3.51	498,590	1,273,000	28.14	114,460	6.46
12 甲 州 市	2,988,361	5.92	1,075,980	1,912,381	36.01	209,680	7.02
13 中 央 市	1,145,970	2.27	453,500	692,470	39.57	81,290	7.09
14 市 川 三 郷 町	984,500	1.95	849,560	134,940	86.29	64,920	6.59
15 早 川 町	53,140	0.11	51,100	2,040	96.16	0	0.00
16 身 延 町	443,830	0.88	129,810	314,020	29.25	307,330	69.24
17 南 部 町	23,900	0.05	0	23,900	0.00	0	0.00
18 富 士 川 町	682,190	1.35	610,480	71,710	89.49	0	0.00
19 昭 和 町	834,240	1.65	408,090	426,150	48.92	0	0.00
20 道 志 村	2,720	0.01	2,720	0	100.00	-	-
21 西 桂 町	0	0.00	-	-	-	-	-
22 忍 野 村	0	0.00	-	-	-	-	-
23 山 中 湖 村	1,464,640	2.90	1,180,650	283,990	80.61	0	0.00
24 鳴 沢 村	0	0.00	-	-	-	-	-
25 富 士 河 口 湖 町	2,300,300	4.55	1,669,940	630,360	72.60	389,250	16.92
26 小 菅 村	62,600	0.12	62,600	0	100.00	-	0.00
27 丹 波 山 村	0	0.00	-	-	-	-	-
広 域 連 合	50,510,120	100.00	28,186,073	22,324,047	55.80	5,229,467	10.35

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
令和2年度	15	1	0	16	1,911千円
令和3年度	7	0	0	4	1,624千円
令和4年度	30	1	0	4	1,890千円
令和5年度	26	1	0	5	1,155千円
令和6年度	49	0	1	4	2,290千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
令和2年度	564	6,089,200	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和3年度	599	4,333,302	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効
令和4年度	668	3,704,209	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効
令和5年度	669	5,200,899	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和6年度	656	5,407,377	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関等に支払う窓口負担金の割合は、下表1のとおりとなります。

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割または2割負担となります。

なお、令和4年1月1日から、公簿等により収入額が下表2のいずれかの条件に該当していることを市町村で確認できる場合、「基準収入額適用申請書」の提出を不要とすることができるようになりました。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般Ⅱ (令和4年10月1日から)	課税	① 世帯内に被保険者が1人の場合 ・「住民税課税所得が28万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が200万円以上」 ② 世帯内に被保険者が2人以上の場合 ・「同じ世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税課税所得額が28万円以上」かつ「本人および同じ世帯の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額が合計320万円以上」	2割
一般Ⅰ	課税	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得（年金所得の控除額は80万円として計算）が0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割または2割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少するなど、以下の要因により、一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき	3	事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき
2	世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき	4	干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の1割～3割（割合は前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容
1 診療
2 薬剤または治療材料の支給
3 処置・手術その他の治療
4 在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5 病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険の資格確認ができずに医療機関にかかった場合や医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合、海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）に、申請により保険者負担分の金額が給付されます。

療養費が支給される主な内容
1 急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3 医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4 骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5 海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除く）

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		自己負担限度額	
		外 来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円 以上	252,600 円+（医療費－842,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円）	
	Ⅱ 課税所得 380 万円 以上 690 万円未満	167,400 円+（医療費－558,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円）	
	Ⅰ 課税所得 145 万円 以上 380 万円未満	80,100 円+（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）	
一 般 Ⅱ ^{※1}		「6,000 円+（医療費 ^{※2} － 30,000 円）× 10%」又は 「18,000 円」のいずれかの 低い金額を適用 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
一 般 Ⅰ		18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※1 特定疾病療養受療証による療養給付を受けた方や国公費の療養給付を受けた方の場合、外来医療にかかる自己負担限度額の算定方法が異なります。

※2 医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算します。

◆窓口 2 割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

窓口負担割合が 2 割の方は、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、1 か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を 3, 0 0 0 円までに抑える措置（配慮措置）が講じられます。

※同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなりますが、複数の医療機関を受診した場合、合算した自己負担額のうち上限額を超えた分が高額療養費として払い戻しされます。

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療+ 介護保険
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一 般 Ⅰ・Ⅱ		56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ ※	19 万円

※ 介護保険受給者が世帯内に複数いる場合は、医療と介護で限度額が異なります。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分	食費 (1食)	
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	490 円 ^{※1}	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	230 円 ^{※2}
	過去12か月で 90日を超える入院	180 円 ^{※3}
低所得者Ⅰ	110 円	

※1 指定難病患者は280円です。

令和7年4月からは510円です。

※2 令和7年4月からは240円です。

※3 令和7年4月からは190円です。

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	490 円 ^{※1}	
低所得者Ⅱ	230 円 ^{※2}	370 円 ^{※4}
低所得者Ⅰ	140 円 ^{※3}	
老齢福祉年金受給者	110 円	0 円

※1 一部医療機関では450円の場合があります。指定難病患者は280円です。
令和7年4月からは510円です。

※2 医療区分2・3の方（入院医療の必要性の高い方）及び指定難病患者は、過去12か月間の入院日数が90日を超えた際に190円となります。
令和7年4月からは240円です。

※3 医療区分2・3の方（入院医療の必要性の高い方）及び指定難病患者は110円です。

※4 指定難病患者は0円です。

(8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

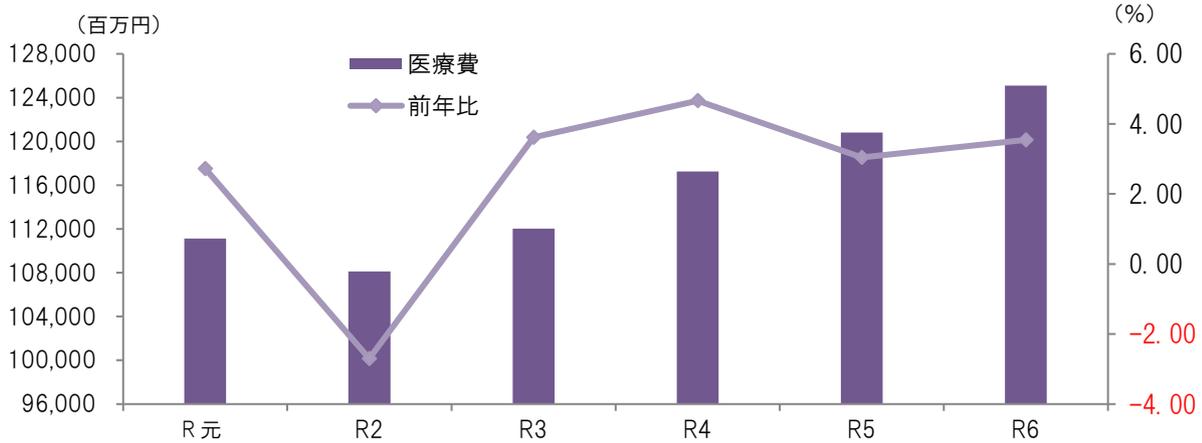
(9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
令和元年度	111,117,797,849	2.72	101,431,327,813	3,983,777,972	102,498,925	9,686,470,036	91.28
3割	5,873,235,797	5.30	4,650,945,249	516,791,694	10,777,986	1,222,290,548	79.19
1割	105,244,562,052	2.58	96,780,382,564	3,466,986,278	91,720,939	8,464,179,488	91.96
令和2年度	108,117,602,555	▲2.70	98,962,139,651	4,071,759,850	109,235,634	9,155,462,904	91.53
3割	5,844,332,958	▲0.49	4,655,664,144	562,106,854	10,066,899	1,188,668,814	79.66
1割	102,273,269,597	▲2.82	94,306,475,507	3,509,652,996	99,168,735	7,966,794,090	92.21
令和3年度	112,027,925,156	3.62	102,635,746,611	4,297,077,489	106,684,305	9,392,178,545	91.62
3割	6,176,902,039	5.69	4,962,793,824	609,782,533	9,486,825	1,214,108,215	80.34
1割	105,851,023,117	3.50	97,672,952,787	3,687,294,956	97,197,480	8,178,070,330	92.27
令和4年度	117,248,233,162	4.66	107,312,643,187	5,147,677,310	102,790,886	9,935,589,975	91.53
3割	6,903,043,398	11.76	5,548,152,629	724,129,958	8,173,907	1,354,890,769	80.37
2割	7,711,943,700	-	6,766,184,191	668,871,506	0	945,759,509	87.74
1割	102,633,246,064	▲3.04	94,998,306,367	3,754,675,846	94,616,979	7,634,939,697	92.56
令和5年度	120,816,302,773	3.04	110,284,789,962	6,300,415,473	99,969,788	10,531,512,811	91.28
3割	7,679,258,997	11.24	6,203,463,531	794,174,804	9,489,865	1,475,795,466	80.78
2割	19,604,074,476	154.20	17,402,819,402	1,880,158,176	0	2,201,255,074	88.77
1割	93,532,969,300	▲8.87	86,678,507,029	3,626,082,493	90,479,932	6,854,462,271	92.67
令和6年度	125,095,226,086	3.54	114,280,393,280	6,692,620,840	106,559,151	10,814,832,806	91.35
3割	8,263,355,705	7.61	6,618,924,757	851,278,181	11,461,220	1,644,430,948	80.10
2割	20,755,311,980	5.87	18,422,029,966	2,015,678,319	10,132,735	2,333,282,014	88.76
1割	96,076,558,401	2.72	89,239,438,557	3,825,664,340	84,965,196	6,837,119,844	92.88

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	1件あたりの額	件数	給付額
令和2年度	50,000	7,520	376,000,000
令和3年度		7,793	389,650,000
令和4年度		8,660	433,000,000
令和5年度		8,668	433,400,000
令和6年度		8,780	439,000,000

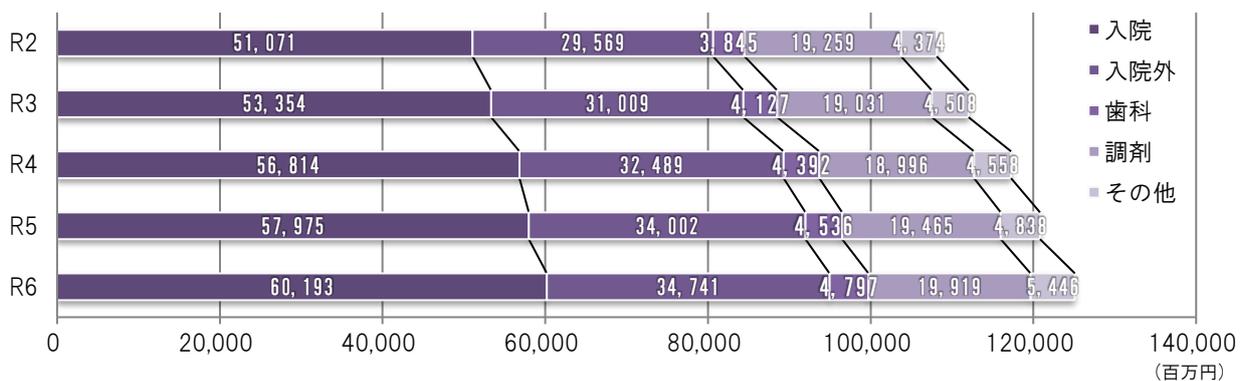
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
R2年度	費用額	▲2.70	51,071,400	29,568,801	3,844,796	19,258,931	559,102	2,791,391	1,023,182
	件数	▲4.90	93,613	1,818,392	253,819	1,337,070	7,125	(86,434)	64,756
R3年度	費用額	3.62	53,353,688	31,008,547	4,126,859	19,030,862	596,380	2,841,012	1,070,577
	件数	2.32	94,782	1,855,301	276,104	1,358,839	7,460	(88,636)	65,355
R4年度	費用額	4.66	56,813,936	32,488,888	4,391,883	18,995,945	684,170	2,830,149	1,043,263
	件数	3.41	95,187	1,913,303	296,857	1,403,859	8,106	(89,641)	65,135
R5年度	費用額	3.04	57,974,900	34,001,558	4,536,214	19,465,224	855,548	2,905,221	1,077,638
	件数	3.74	97,596	1,975,739	321,334	1,453,152	8,354	(92,390)	67,726
R6年度	費用額	3.54	60,192,698	34,740,913	4,796,859	19,919,249	1,258,706	3,057,250	1,129,551
	件数	3.35	99,781	2,032,375	342,335	1,500,749	9,551	(94,627)	70,373

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



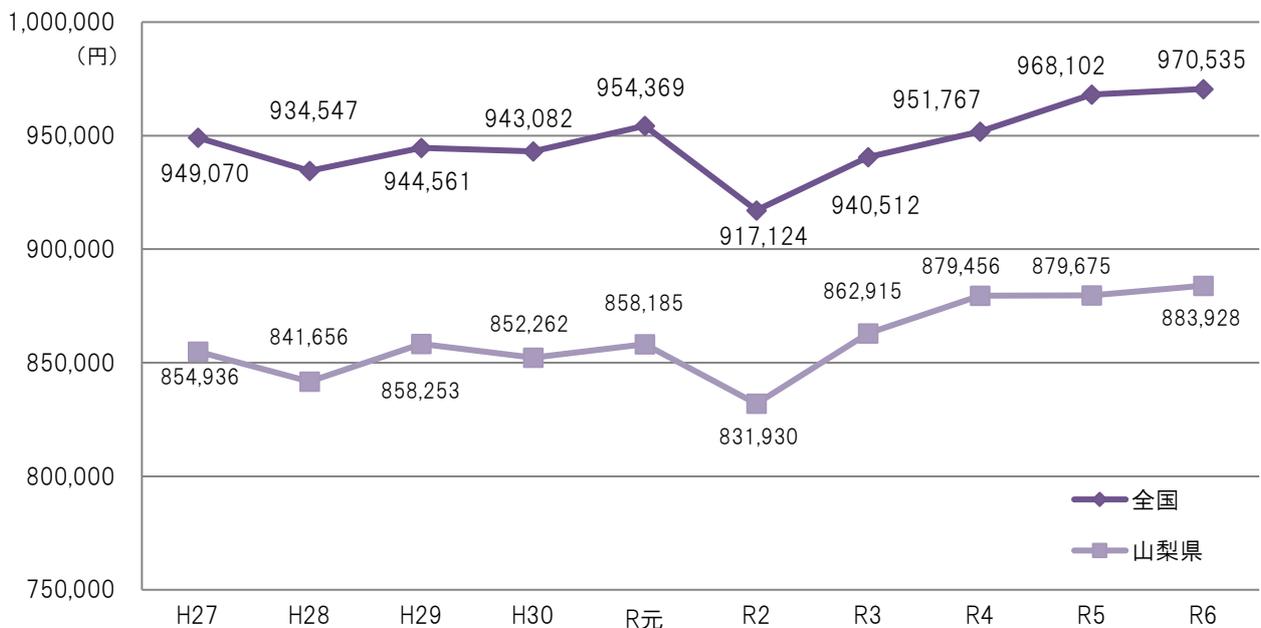
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
令和2年度	831,930	▲3.06	392,978	227,522	29,584	148,191	4,302	21,479	7,873
3割	732,924	▲1.90	291,103	234,175	33,817	151,257	3,876	12,490	6,206
1割	838,402	▲3.12	399,637	227,087	29,308	147,991	4,330	22,066	7,982
令和3年度	862,915	3.72	410,966	238,849	31,788	146,589	4,594	21,883	8,246
3割	775,019	5.74	312,590	248,739	35,669	153,814	4,427	12,824	6,956
1割	868,665	3.61	417,401	238,202	31,534	146,116	4,605	22,476	8,331
令和4年度	879,456	1.92	426,150	243,693	32,943	142,485	5,132	21,228	7,825
3割	788,649	1.76	337,743	250,457	37,750	141,538	3,504	13,230	4,428
2割	333,116	-	145,744	102,742	15,694	59,514	1,860	5,948	1,613
1割	1,012,013	16.5	497,792	275,285	36,465	161,507	6,019	25,407	9,537
令和5年度	879,675	0.02	422,121	247,569	33,029	141,728	6,229	21,153	7,846
3割	793,722	0.64	327,356	262,711	36,294	144,394	4,489	12,582	5,895
2割	820,460	146.30	356,047	259,133	37,761	142,196	5,255	14,783	5,285
1割	901,323	▲10.94	446,169	243,494	31,635	141,372	6,616	23,419	8,618
令和6年度	883,928	0.48	425,324	245,481	33,895	140,750	8,894	21,603	7,981
3割	779,930	▲1.74	316,140	260,958	37,731	141,870	5,582	12,549	5,099
2割	815,565	▲0.60	356,907	250,790	38,890	140,702	8,315	14,842	5,119
1割	910,868	1.06	452,798	242,645	32,304	140,649	9,366	24,143	8,962

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移 (全国との比較)



※ 全国の H27～R5 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (年報)』による。(対象期間は 3 月から 2 月)

※ 全国の R6 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (月報) 速報値』からの推計による。(対象期間は 3 月から 11 月)

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	甲府市	27,213,191	27,787,637	29,092,823	29,209,535	29,939,773
2	富士吉田市	6,032,916	6,160,251	6,278,397	6,562,968	6,727,109
3	都留市	3,237,027	3,531,938	3,564,607	3,609,961	3,793,947
4	山梨市	5,497,591	5,706,030	5,929,186	6,177,817	6,281,044
5	大月市	4,010,227	3,924,747	4,156,324	4,016,578	4,141,564
6	韭崎市	3,382,788	3,594,114	3,826,310	3,992,640	4,071,096
7	南アルプス市	7,828,729	8,298,898	8,810,763	9,112,527	9,511,069
8	北杜市	6,530,903	6,950,744	7,498,224	8,037,503	8,358,236
9	甲斐市	7,458,864	8,035,717	8,814,025	9,497,263	10,056,148
10	笛吹市	9,493,631	9,882,586	10,156,753	10,701,466	11,281,914
11	上野原市	3,284,872	3,455,140	3,352,418	3,453,980	3,696,371
12	甲州市	4,853,300	5,001,845	5,211,504	5,443,358	5,854,468
13	中央市	3,037,510	3,182,773	3,396,881	3,429,176	3,608,873
14	市川三郷町	2,605,282	2,716,797	2,663,984	2,735,361	2,656,420
15	早川町	293,719	235,677	231,078	234,346	260,841
16	身延町	2,717,275	2,726,542	2,701,327	2,636,947	2,711,533
17	南部町	1,392,301	1,358,433	1,348,693	1,420,572	1,502,020
18	富士川町	2,168,631	2,274,474	2,379,077	2,339,363	2,301,870
19	昭和町	1,673,960	1,711,154	1,973,302	2,015,674	2,103,617
20	道志村	234,261	249,826	232,683	205,353	219,462
21	西桂町	575,164	579,340	593,217	523,719	540,057
22	忍野村	675,184	717,582	761,534	805,247	805,074
23	山中湖村	631,577	644,880	740,400	797,973	880,262
24	鳴沢村	341,195	369,906	389,476	463,281	409,492
25	富士河口湖町	2,725,599	2,680,929	2,919,089	3,132,973	3,158,466
26	小菅村	116,551	133,596	120,368	131,396	122,372
27	丹波山村	105,354	116,370	105,793	129,328	102,128
広域連合		108,117,603	112,027,925	117,248,233	120,816,303	125,095,226

(注) 市町村毎に四捨五入しているため、他の表と必ずしも一致しない。

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	甲府市	24,996,722	25,504,159	26,697,465	26,690,135	27,372,370
2	富士吉田市	5,506,705	5,638,864	5,720,258	5,984,943	6,156,352
3	都留市	2,941,539	3,230,729	3,248,355	3,290,184	3,457,084
4	山梨市	5,046,456	5,242,699	5,439,427	5,661,809	5,752,186
5	大月市	3,663,304	3,589,934	3,794,820	3,668,297	3,784,650
6	韭崎市	3,099,098	3,285,789	3,512,282	3,639,191	3,717,433
7	南アルプス市	7,166,865	7,618,393	8,073,031	8,312,363	8,696,739
8	北杜市	5,966,993	6,351,036	6,840,985	7,318,103	7,615,716
9	甲斐市	6,830,378	7,362,219	8,069,728	8,666,846	9,187,137
10	笛吹市	8,699,161	9,062,165	9,302,731	9,790,645	10,323,885
11	上野原市	2,989,958	3,158,256	3,048,655	3,131,758	3,352,849
12	甲州市	4,428,591	4,578,456	4,775,226	4,979,200	5,354,994
13	中央市	2,764,153	2,917,174	3,114,086	3,140,948	3,297,602
14	市川三郷町	2,392,092	2,487,789	2,445,476	2,511,044	2,433,385
15	早川町	273,248	216,733	207,738	215,589	240,088
16	身延町	2,492,203	2,503,405	2,466,774	2,414,289	2,480,750
17	南部町	1,264,859	1,238,449	1,231,296	1,298,697	1,376,016
18	富士川町	1,990,173	2,091,694	2,184,304	2,138,322	2,096,954
19	昭和町	1,522,465	1,553,161	1,791,576	1,834,656	1,912,819
20	道志村	217,529	228,577	212,467	184,586	197,359
21	西桂町	522,550	533,896	546,708	480,970	489,428
22	忍野村	615,742	654,399	698,841	732,312	730,484
23	山中湖村	572,626	581,840	669,677	715,694	790,927
24	鳴沢村	311,368	339,127	351,254	422,454	373,945
25	富士河口湖町	2,482,366	2,435,585	2,659,513	2,821,709	2,882,516
26	小菅村	106,943	123,544	111,780	120,702	112,136
27	丹波山村	98,052	107,676	98,191	119,345	94,591
広域連合		98,962,140	102,635,747	107,312,643	110,284,790	114,280,393

(注) 療養給付費 = 医療費の保険者負担分

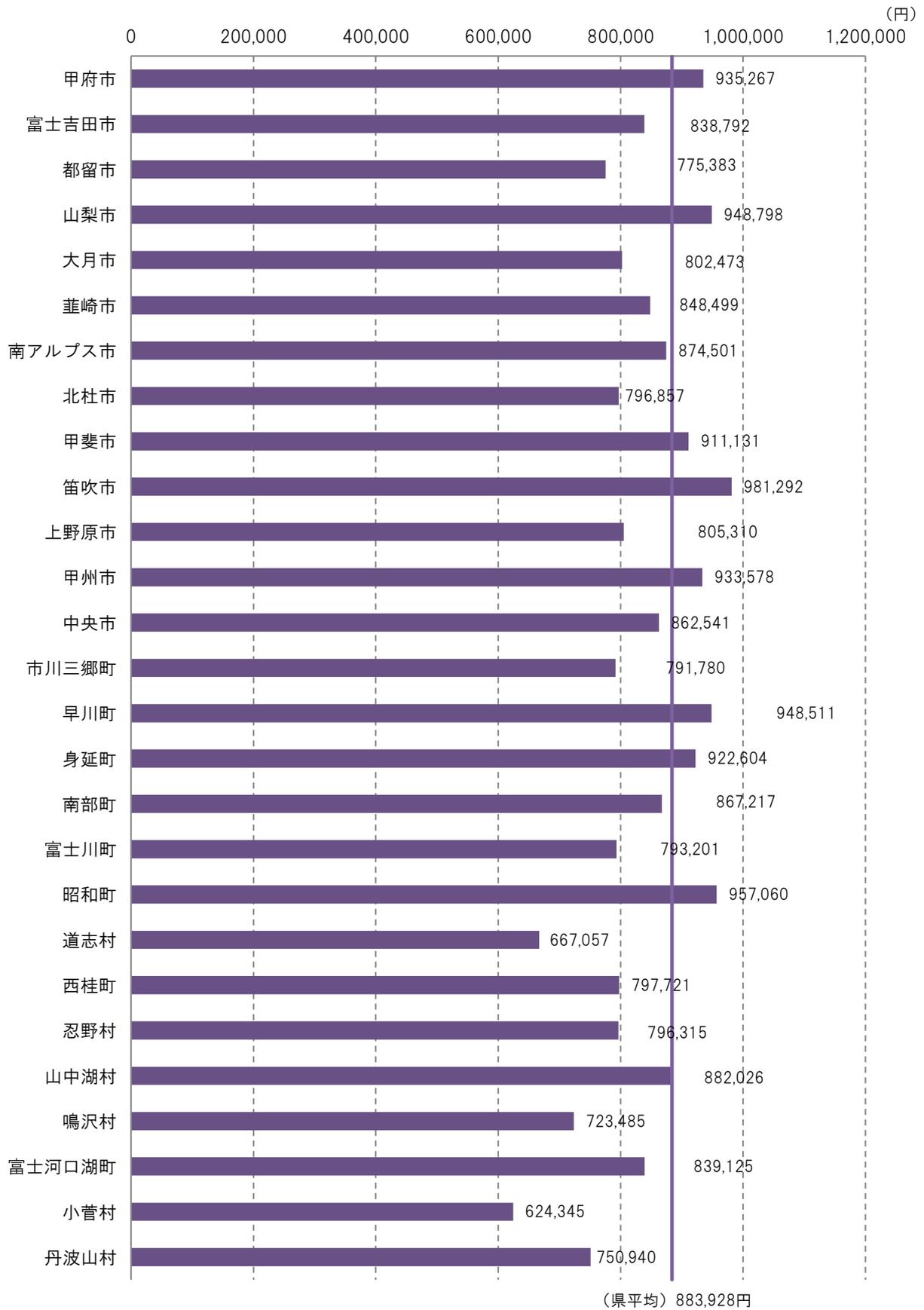
● 市町村別1人当たり医療費 [総額] の状況

(単位：円、%)

市町村		1人当たり医療費		対前年度	
		令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1	甲府市	930,744	935,267	4,523	0.49
2	富士吉田市	842,811	838,792	▲4,019	▲0.48
3	都留市	764,498	775,383	10,885	1.42
4	山梨市	955,727	948,798	▲6,929	▲0.72
5	大月市	801,073	802,473	1,400	0.17
6	韭崎市	864,957	848,499	▲16,458	▲1.90
7	南アルプス市	871,178	874,501	3,323	0.38
8	北杜市	794,298	796,857	2,559	0.32
9	甲斐市	904,587	911,131	6,544	0.72
10	笛吹市	958,827	981,292	22,465	2.34
11	上野原市	779,328	805,310	25,982	3.33
12	甲州市	896,912	933,578	36,666	4.09
13	中央市	864,861	862,541	▲2,320	▲0.27
14	市川三郷町	818,480	791,780	▲26,700	▲3.26
15	早川町	839,950	948,511	108,561	12.92
16	身延町	886,965	922,604	35,639	4.02
17	南部町	832,204	867,217	35,013	4.21
18	富士川町	819,105	793,201	▲25,904	▲3.16
19	昭和町	956,202	957,060	858	0.09
20	道志村	639,728	667,057	27,329	4.27
21	西桂町	798,351	797,721	▲630	▲0.08
22	忍野村	852,113	796,315	▲55,798	▲6.55
23	山中湖村	856,194	882,026	25,832	3.02
24	鳴沢村	840,800	723,485	▲117,315	▲13.95
25	富士河口湖町	860,234	839,125	▲21,109	▲2.45
26	小菅村	680,809	624,345	▲56,464	▲8.29
27	丹波山村	885,808	750,940	▲134,868	▲15.23
広域連合		879,675	883,928	4,253	0.48

※1人当たり医療費 [総額] = 医療費 [総額] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [令和 6 年度]



● 令和6年度市町村別1人当たり医療費〔内訳〕の状況

(単位：円)

	市町村	入院及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
				調剤〔再掲〕			
1	甲府市	464,463	412,345	145,945	37,849	11,081	9,529
2	富士吉田市	387,885	392,990	144,408	31,070	10,152	16,695
3	都留市	388,184	348,976	131,822	27,633	4,983	5,606
4	山梨市	489,735	403,304	143,724	35,559	12,229	7,971
5	大月市	419,244	338,141	127,511	38,245	1,935	4,907
6	韭崎市	430,595	368,443	136,953	33,203	9,141	7,116
7	南アルプス市	452,087	375,720	143,798	31,125	8,793	6,776
8	北杜市	402,334	350,728	120,943	31,506	7,293	4,997
9	甲斐市	462,290	394,284	139,803	36,562	11,202	6,792
10	笛吹市	542,421	388,131	144,073	32,888	10,201	7,650
11	上野原市	411,303	344,783	119,233	42,310	2,855	4,058
12	甲州市	502,786	387,967	143,999	30,977	4,800	7,047
13	中央市	418,952	397,698	149,946	31,120	9,256	5,515
14	市川三郷町	351,018	397,536	147,248	27,320	8,549	7,356
15	早川町	500,339	381,899	177,138	28,012	35,051	3,210
16	身延町	505,884	381,702	147,162	25,961	3,845	5,211
17	南部町	453,660	360,024	101,918	34,180	14,339	5,014
18	富士川町	391,780	359,915	137,382	25,735	7,265	8,507
19	昭和町	462,927	439,784	158,647	36,883	11,799	5,667
20	道志村	369,448	275,594	76,875	18,923	448	2,645
21	西桂町	349,178	405,415	144,503	30,966	2,031	10,131
22	忍野村	360,808	388,452	136,495	27,999	1,925	17,131
23	山中湖村	436,674	397,638	173,287	34,588	5,061	8,065
24	鳴沢村	291,105	377,886	197,846	45,531	2,898	6,065
25	富士河口湖町	381,254	403,061	160,193	31,121	9,703	13,986
26	小菅村	338,383	218,848	56,029	66,580	0	534
27	丹波山村	466,313	261,285	63,951	21,223	1,774	345
	広域連合	446,927	386,231	140,750	33,895	8,894	7,981

(注) 1人当たり医療費〔内訳〕＝医療費〔各内訳の合計〕÷年度平均被保険者数

● 令和6年度市町村別1人当たり療養費の状況

(単位：円)

市町村		療養費計	一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1	甲府市	9,529	4	674	2,560	5,569	722
2	富士吉田市	16,695	3	564	3,564	12,167	396
3	都留市	5,606	0	667	1,359	3,475	104
4	山梨市	7,971	26	737	3,183	3,459	565
5	大月市	4,907	3	657	1,637	2,606	5
6	韭崎市	7,116	26	590	2,505	2,692	1,303
7	南アルプス市	6,776	100	837	2,522	3,005	313
8	北杜市	4,997	34	467	2,094	1,415	987
9	甲斐市	6,792	5	663	2,923	2,672	529
10	笛吹市	7,650	8	1,002	2,465	3,620	555
11	上野原市	4,058	194	683	949	2,229	3
12	甲州市	7,047	84	728	2,693	3,341	201
13	中央市	5,515	0	462	2,578	2,411	64
14	市川三郷町	7,356	0	513	3,130	2,133	1,580
15	早川町	3,210	0	692	1,262	1,256	0
16	身延町	5,211	4	655	1,376	2,288	887
17	南部町	5,014	0	864	2,295	1,647	209
18	富士川町	8,507	0	794	3,656	3,594	463
19	昭和町	5,667	0	641	2,076	2,821	129
20	道志村	2,645	0	734	865	1,046	0
21	西桂町	10,131	0	698	1,957	6,712	763
22	忍野村	17,131	0	456	2,665	13,581	429
23	山中湖村	8,065	0	1,055	3,437	3,148	425
24	鳴沢村	6,065	0	270	2,832	2,963	0
25	富士河口湖町	13,986	0	512	3,761	8,044	1,669
26	小菅村	534	0	373	161	0	0
27	丹波山村	345	35	247	64	0	0
広域連合		7,981	25	681	2,532	4,165	579

(注) 1人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 令和6年度市町村別診療費諸率の状況

(単位：円、%)

市町村		入院					入院外				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	69.91	17.35	633,296	36,510	442,706	1,621.09	1.57	16,433	10,455	266,400
2	富士吉田市	63.38	15.20	585,100	38,505	370,831	1,508.82	1.67	16,475	9,892	248,582
3	都留市	72.21	15.45	510,696	33,054	368,749	1,121.32	1.54	19,366	12,577	217,154
4	山梨市	77.31	17.92	601,071	33,546	464,695	1,360.32	1.68	19,082	11,365	259,580
5	大月市	66.89	16.56	597,164	36,067	399,421	1,283.72	1.57	16,408	10,472	210,631
6	韭崎市	71.07	17.35	574,635	33,124	408,401	1,370.80	1.55	16,887	10,930	231,491
7	南アルプス市	69.67	17.54	617,954	35,222	430,511	1,436.77	1.53	16,142	10,557	231,922
8	北杜市	67.73	16.75	563,172	33,615	381,426	1,240.18	1.42	18,528	13,034	229,785
9	甲斐市	68.93	17.71	639,390	36,102	440,743	1,554.48	1.50	16,371	10,892	254,481
10	笛吹市	78.68	17.33	657,585	37,948	517,397	1,416.93	1.50	17,224	11,521	244,058
11	上野原市	69.56	18.34	558,074	30,433	388,220	1,218.26	1.59	18,514	11,676	225,550
12	甲州市	79.14	17.12	604,285	35,291	478,244	1,334.52	1.56	18,281	11,739	243,968
13	中央市	62.64	17.03	638,913	37,521	400,237	1,504.80	1.48	16,464	11,151	247,752
14	市川三郷町	64.26	15.84	517,276	32,656	332,413	1,378.54	1.71	18,156	10,613	250,288
15	早川町	85.09	15.65	558,333	35,677	475,090	1,222.91	1.35	16,744	12,392	204,761
16	身延町	90.37	17.91	526,980	29,424	476,236	1,170.02	1.56	20,046	12,881	234,540
17	南部町	74.48	17.40	576,358	33,120	429,274	1,295.32	1.40	19,926	14,199	258,106
18	富士川町	70.99	16.98	522,450	30,765	370,864	1,413.40	1.51	15,744	10,441	222,533
19	昭和町	66.29	17.29	666,960	38,565	442,111	1,620.61	1.57	17,348	11,061	281,137
20	道志村	69.91	14.36	504,474	35,128	352,672	1,110.03	1.40	17,902	12,824	198,719
21	西桂町	59.38	15.98	560,646	35,089	332,910	1,380.80	1.54	18,896	12,265	260,913
22	忍野村	64.49	15.05	532,999	35,417	343,734	1,504.35	1.55	16,749	10,801	251,957
23	山中湖村	72.04	14.81	579,968	39,169	417,833	1,474.95	1.45	15,211	10,462	224,352
24	鳴沢村	46.11	12.38	608,776	49,177	280,725	1,307.24	1.48	13,772	9,289	180,040
25	富士河口湖町	62.78	15.55	579,170	37,243	363,597	1,459.54	1.66	16,640	10,025	242,868
26	小菅村	51.53	14.59	629,073	43,105	324,165	1,109.69	1.47	14,672	9,966	162,819
27	丹波山村	83.82	19.05	523,425	27,473	438,754	1,164.71	1.55	16,943	10,941	197,334
広域連合		70.51	17.05	603,248	35,378	425,324	1,436.08	1.55	17,094	11,014	245,481

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村		歯科					合計				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	269.57	1.66	14,040	8,463	37,849	1,960.57	2.15	38,099	17,751	746,954
2	富士吉田市	220.52	1.85	14,089	7,619	31,070	1,792.72	2.17	36,285	16,749	650,483
3	都留市	194.97	1.64	14,173	8,659	27,633	1,388.49	2.28	44,187	19,407	613,537
4	山梨市	247.01	1.53	14,396	9,418	35,559	1,684.64	2.40	45,104	18,776	759,833
5	大月市	272.52	1.76	14,034	7,981	38,245	1,623.14	2.22	39,941	18,018	648,297
6	韭崎市	233.06	1.63	14,247	8,758	33,203	1,674.93	2.23	40,186	18,045	673,094
7	南アルプス市	225.68	1.60	13,792	8,604	31,125	1,732.12	2.18	40,041	18,344	693,557
8	北杜市	233.00	1.63	13,522	8,275	31,506	1,540.90	2.13	41,710	19,605	642,716
9	甲斐市	259.58	1.65	14,085	8,516	36,562	1,882.99	2.12	38,863	18,356	731,786
10	笛吹市	237.69	1.68	13,837	8,219	32,888	1,733.30	2.24	45,828	20,462	794,343
11	上野原市	292.35	1.75	14,472	8,266	42,310	1,580.17	2.35	41,519	17,640	656,080
12	甲州市	218.15	1.59	14,200	8,908	30,977	1,631.81	2.32	46,157	19,920	753,189
13	中央市	265.01	1.66	11,743	7,075	31,120	1,832.46	2.03	37,060	18,215	679,109
14	市川三郷町	182.24	1.84	14,991	8,150	27,320	1,625.04	2.28	37,539	16,436	610,022
15	早川町	222.18	1.49	12,608	8,475	28,012	1,530.18	2.17	46,260	21,356	707,863
16	身延町	171.01	1.80	15,181	8,411	25,961	1,431.41	2.62	51,470	19,657	736,737
17	南部町	227.54	1.55	15,021	9,710	34,180	1,597.34	2.17	45,172	20,819	721,559
18	富士川町	196.90	1.78	13,070	7,341	25,735	1,681.29	2.19	36,825	16,790	619,132
19	昭和町	289.17	1.67	12,755	7,625	36,883	1,976.07	2.11	38,467	18,220	760,131
20	道志村	140.12	1.89	13,505	7,132	18,923	1,320.06	2.14	43,204	20,232	570,314
21	西桂町	188.04	1.80	16,468	9,143	30,966	1,628.21	2.10	38,373	18,297	624,788
22	忍野村	209.40	1.71	13,371	7,809	27,999	1,778.24	2.06	35,073	17,032	623,691
23	山中湖村	268.84	1.71	12,866	7,525	34,588	1,815.83	2.02	37,271	18,437	676,772
24	鳴沢村	269.79	1.59	16,876	10,618	45,531	1,623.14	1.81	31,192	17,234	506,295
25	富士河口湖町	196.17	1.78	15,864	8,888	31,121	1,718.49	2.18	37,101	17,006	637,585
26	小菅村	323.98	2.08	20,551	9,879	66,580	1,485.20	2.06	37,272	18,092	553,565
27	丹波山村	164.71	1.72	12,885	7,478	21,223	1,413.24	2.61	46,511	17,840	657,311
広域連合		241.90	1.67	14,012	8,377	33,895	1,748.49	2.19	40,303	18,372	704,699

(注) 受診率=レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年1回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

なお、医療費控除の申告手続きの利便性向上を目的に、令和2年度より年1回の送付に変更しました。また、令和3年度より、圧着ハガキから封書での送付に変更しました。

<医療費通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和4年度(年1回)	129,215件
令和5年度(年1回)	133,270件
令和6年度(年1回)	137,359件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [7月・1月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

なお、令和5年度より、毎月送付から年2回の送付に変更しました。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和4年度(毎月)	26,172件
令和5年度(年2回)	12,854件
令和6年度(年2回)	5,326件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
令和4年度	229件	128,290,420円
令和5年度	211件	175,718,590円
令和6年度	168件	154,400,195円

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<令和6年度訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	16人
頻回受診	17人
重複投薬	19人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げるほか、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するため、健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的として、重症化予防等の高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせることで高齢者を支援します。

● 実施状況（市町村数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町村数	2	10	17	27

● 実施状況（取組内容）

（単位：市町村数）

取組内容		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ハイリスクアプローチ	低栄養		1	3	4	6
	口腔		0	2	2	2
	服薬（重複投薬・多剤投与等）		1	3	2	1
	身体的フレイル					0
	重症化予防（糖尿病性腎症）		1	4	5	11
	重症化予防（その他生活習慣病）		0	1	4	6
	健康状態不明者		0	5	9	17
ポピュレーションアプローチ	健康教育・健康相談		2	10	17	27
	フレイルの状態把握		2	10	14	20
	気軽に相談できる環境づくり		2	5	8	10

(2) 低栄養防止・重症化予防事業

低栄養状態の防止、糖尿病性腎症及び生活習慣病（高血圧・脂質異常症等）の重症化を予防し、高齢者のQOL（生活の質）低下を防ぐとともに、医療費の適正化を図ります。

また、生活習慣病等の重症化予防と高齢による心身機能の低下防止の取組を一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指します。

● 事業実施市町村の状況

（単位：市町村数）

事業名	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フレイル対策事業（低栄養防止等）		7	10	13	9	9
糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨事業		10	11	13	11	9
生活習慣病重症化予防受診勧奨事業		8	9	14	9	10

(3) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。なお、人間ドック等検診事業は令和4年度をもって廃止となりました。

● 健康増進事業実施状況

年度	実施市町村数	実施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
令和2年度	10市町村	16事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,342,000円
令和3年度	16市町村	21事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	15,864,000円
令和4年度	17市町村	22事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	18,128,000円
令和5年度	14市町村	15事業	健康づくり教室・健康教育、健康診査受診勧奨事業、健康診査事業（追加項目）	10,803,000円
令和6年度	14市町村	16事業	健康教育、健康診査受診勧奨事業、健康診査事業（追加項目）	12,492,000円

(4) 健康診査事業

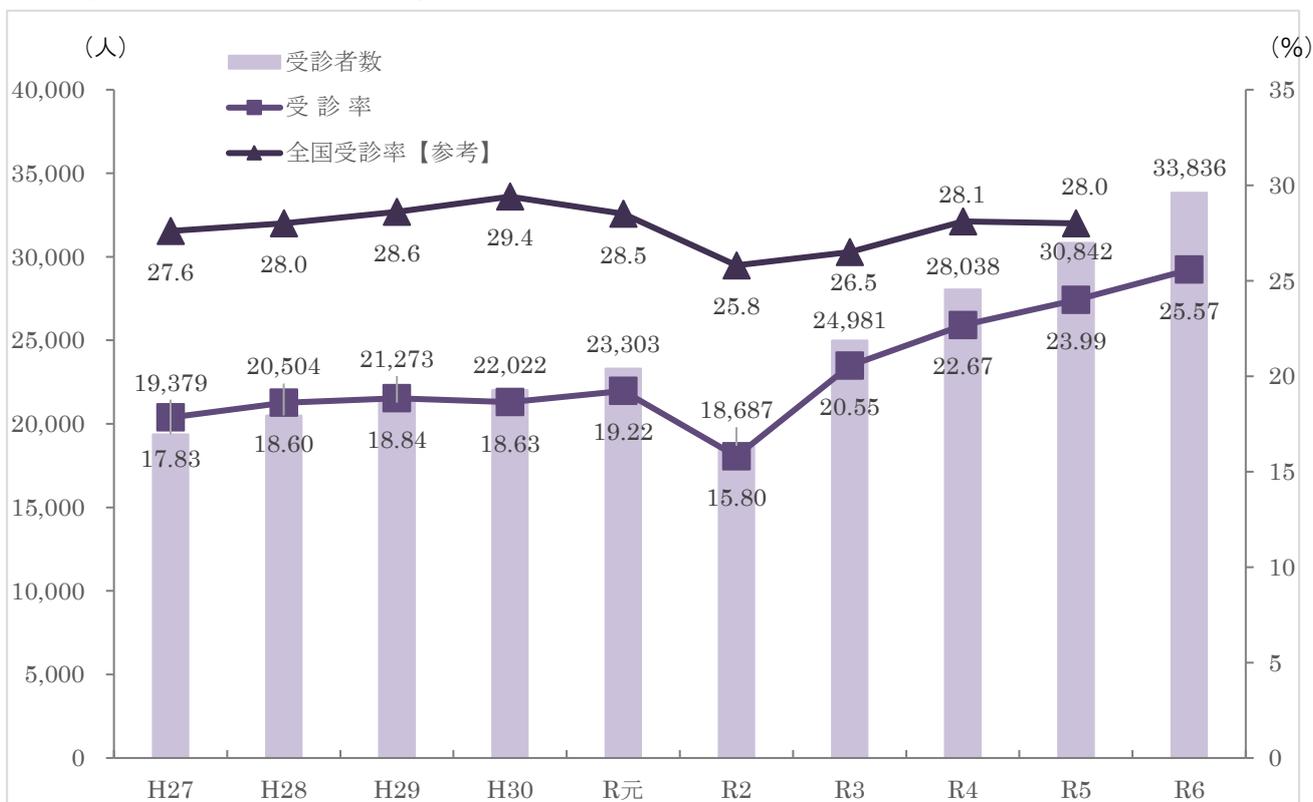
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (計画)	受診率	19.92%	21.09%	22.46%	25.36%	26.80%
	対象者数	117,834人	117,930人	122,795人	128,557人	132,326人
	実施者数	23,477人	24,875人	27,574人	32,600人	35,468人
実績 (結果)	受診率	15.80%	20.55%	22.67%	23.99%	25.57%
	対象者数	118,238人	121,586人	123,676人	128,557人	132,326人
	実施者数	18,687人	24,981人	28,038人	30,842人	33,836人
健康診査事業費補助金額		71,692,000円	88,354,000円	98,938,000円	108,431,000円	120,481,000円

※令和5年度以降の健康診査事業の実績については、データヘルス計画の共通評価指標の算出定義に基づき算出

● 健康診査受診者数と受診率の推移



R6 全国受診率は作成時未発表。

● 令和6年度市町村別交付額等の状況

(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲府市	30,012	5,073	16.90	18,367,000
2	富士吉田市	7,397	1,293	17.48	4,672,000
3	都留市	4,540	1,213	26.72	4,550,000
4	山梨市	6,047	1,063	17.58	3,764,000
5	大月市	4,569	891	19.50	3,425,000
6	韮崎市	4,594	1,490	32.43	5,323,000
7	南アルプス市	10,282	3,953	38.45	14,121,000
8	北杜市	9,632	2,732	28.36	8,017,000
9	甲斐市	10,530	3,835	36.42	13,789,000
10	笛吹市	10,716	2,585	24.12	9,174,000
11	上野原市	4,280	778	18.18	2,740,000
12	甲州市	6,036	1,260	20.87	4,525,000
13	中央市	3,902	1,090	27.93	4,322,000
14	市川三郷町	3,170	1,206	38.04	4,315,000
15	早川町	248	120	48.39	475,000
16	身延町	2,746	1,021	37.18	3,727,000
17	南部町	1,616	740	45.79	2,684,000
18	富士川町	2,725	1,161	42.61	4,226,000
19	昭和町	2,046	851	41.59	3,070,000
20	道志村	319	148	46.39	493,000
21	西桂町	624	148	23.72	534,000
22	忍野村	895	291	32.51	1,034,000
23	山中湖村	940	313	33.30	1,128,000
24	鳴沢村	518	128	24.71	443,000
25	富士河口湖町	3,640	380	10.44	1,295,000
26	小菅村	170	46	27.06	165,000
27	丹波山村	130	27	20.77	103,000
広域連合		132,324	33,836	25.57	120,481,000

● 歯科健康診査事業実施状況

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (計画)	受診率	1.93%	2.19%	2.65%	3.19%	3.05%
	対象者数	121,902人	118,279人	117,650人	124,588人	128,855人
	実施者数	2,352人	2,586人	3,112人	3,970人	3,934人
実績 (結果)	受診率	1.50%	1.85%	2.34%	2.59%	2.56%
	対象者数	118,271人	119,181人	117,650人	122,284人	125,753人
	実施者数	1,775人	2,205人	2,751人	3,166人	3,214人
健康診査事業費補助金額		5,410,000円	3,519,000円	8,494,000円	10,001,000円	10,377,000円

● 市町村別交付額等の状況（歯科） [令和6年度]

(単位：人、%、円)

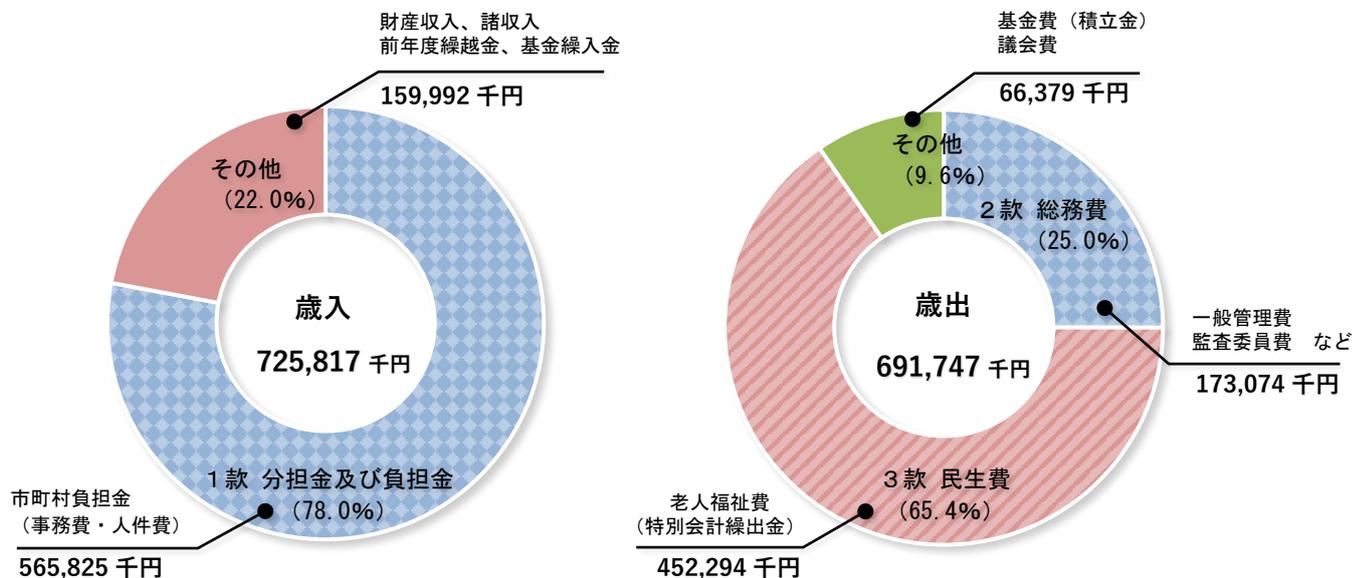
市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲府市	30,012	762	2.54	2,272,000
2	富士吉田市	7,397	266	3.60	1,057,000
3	都留市	4,540	445	9.80	1,124,000
4	山梨市	6,047	134	2.22	506,000
5	大月市	4,464	54	1.21	137,000
6	南アルプス市	10,282	289	2.81	269,000
7	甲斐市	10,530	97	0.92	385,000
8	笛吹市	10,716	709	6.62	2,953,000
9	甲州市	6,036	186	3.08	672,000
10	身延町	496	89	17.94	350,000
11	西桂町	624	8	1.28	7,000
12	忍野村	895	4	0.45	9,000
13	山中湖村	174	16	9.20	64,000
14	鳴沢村	84	18	21.43	64,000
15	富士河口湖町	624	137	21.96	508,000
	広域連合	※125,753	3,214	2.56	10,377,000

※広域連合の対象者数には歯科健診未実施の市町村における対象者(32,832人)を含む。

8 令和6年度決算の状況

(1) 一般会計

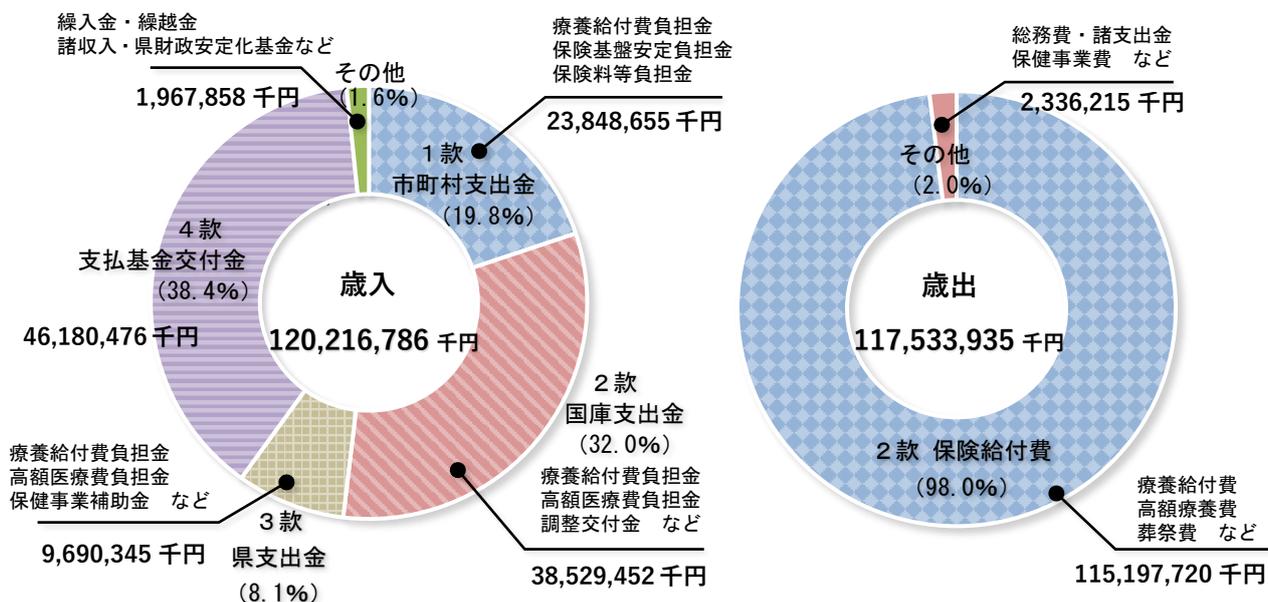
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の6割を占める特別会計への繰出金（3款 民生費）が主なものです。



(2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第49条)

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金、また、県財政安定化基金からの借り受けなどがあり、歳出においては全体の9割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和2年度	84,915,373	14,222,241	0
令和3年度	112,669,084	27,753,711	0
令和4年度	145,394,250	32,725,166	0
令和5年度	107,829,327	▲37,564,923	0
令和6年度	78,883,897	▲28,945,430	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和2年度	1,809,678,264	31,927	0
令和3年度	190,782,458	▲1,618,895,806	0
令和4年度	7,881	▲190,774,577	0
令和5年度	8,043	162	0
令和6年度	12,802,389	12,794,346	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金 ※平成30年度基金設置

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
令和2年度	91,497,523	59,251,375	0
令和3年度	121,313,634	29,816,111	0
令和4年度	7,141	▲121,306,493	0
令和5年度	183,595,352	183,588,211	0
令和6年度	183,733,782	138,430	0

◆参考 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金 (県の基金)

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	基金からの交付または借入額
令和2年度	1,413,479,581	85,732	0
令和3年度	1,413,507,772	28,191	0
令和4年度	1,413,536,119	28,347	0
令和5年度	613,564,466	▲799,971,653	800,000,000
令和6年度	748,996,574	135,432,108	0

※ 平成26年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1 款 分担金及び負担金	524,346,173	565,825,089	41,478,916	7.91%
1 目 市町村負担金	524,346,173	565,825,089	41,478,916	7.91%
2 款 財産収入	3,077	108,570	105,493	3,428.44%
1 目 利子及び配当金	3,077	108,570	105,493	3,428.44%
3 款 繰入金	59,755,170	94,319,000	34,563,830	57.84%
1 目 財政調整基金繰入金	59,344,000	94,319,000	34,975,000	58.94%
1 目 特別会計繰入金	411,170	0	▲411,170	皆減
4 款 繰越金	22,240,018	65,265,492	43,025,474	193.46%
1 目 繰越金	22,240,018	65,265,492	43,025,474	193.46%
5 款 諸収入	2,426,997	299,184	▲2,127,813	▲87.67%
1 目 預金利子	5,191	299,163	293,972	5,663.11%
1 目 雑入	2,421,806	21	▲2,421,785	▲100.00%
歳 入 計	608,771,435	725,817,335	117,045,900	19.23%

イ 歳出

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1 款 議会費	1,152,132	1,005,786	▲146,346	▲12.70%
1 目 議会費	1,152,132	1,005,786	▲146,346	▲12.70%
2 款 総務費	170,625,877	173,073,836	2,447,959	1.43%
1 目 一般管理費	170,313,887	172,791,622	2,477,735	1.45%
2 目 公平委員会費	29,252	0	▲29,252	皆減
1 目 選挙管理委員会	27,476	0	▲27,476	皆減
1 目 監査委員費	255,262	282,214	26,952	10.56%
3 款 民生費	349,948,857	452,294,181	102,345,324	29.25%
1 目 老人福祉費	349,948,857	452,294,181	102,345,324	29.25%
4 款 諸支出金	21,779,077	65,373,570	43,594,493	200.17%
1 目 財政調整基金費	21,779,077	65,373,570	43,594,493	200.17%
5 款 予備費	0	0	0	—
1 目 予備費	0	0	0	—
歳 出 計	543,505,943	691,747,373	148,241,430	27.28%
歳入歳出差引額	65,265,492	34,069,962	▲31,195,530	▲47.80%

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1 款 市町村支出金	19,841,852,928	23,848,654,556	4,006,801,628	20.19%
1 目 保険料等負担金	8,965,613,372	12,090,540,820	3,124,927,448	34.85%
2 目 療養給付費負担金	8,673,444,237	8,971,789,031	298,344,794	3.44%
3 目 保険基盤安定負担金	2,202,795,319	2,786,324,705	583,529,386	26.49%
2 款 国庫支出金	36,989,538,300	38,529,452,294	1,539,913,994	4.16%
1 目 療養給付費負担金	26,823,869,566	27,621,851,113	797,981,547	2.97%
2 目 高額医療費負担金	643,925,601	670,238,782	26,313,181	4.09%
1 目 調整交付金	9,491,212,000	10,201,914,000	710,702,000	7.49%
2 目 事業費補助金	27,208,133	29,104,399	1,896,266	6.97%
3 目 円滑運営臨時特例付金	0	0	0	—
4 目 災害臨時特例補助金	95,000	79,000	▲16,000	▲16.84%
5 目 円滑運営事業費補助金	0	1,746,000	1,746,000	皆増
6 目 社会保障・税番号制度システム整備補助金	3,228,000	4,519,000	1,291,000	39.99%
3 款 県支出金	9,589,026,121	9,690,345,018	101,318,897	1.06%
1 目 療養給付費負担金	8,885,873,520	8,954,671,236	68,797,716	0.77%
2 目 高額医療費負担金	643,925,601	670,238,782	26,313,181	4.09%
1 目 財政安定化基金交付金	0	0	0	—
1 目 保健事業補助金	59,227,000	65,435,000	6,208,000	10.48%
4 款 支払基金交付金	45,622,180,126	46,180,476,000	558,295,874	1.22%
1 目 後期高齢者交付金	45,622,180,126	46,180,476,000	558,295,874	1.22%
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	44,406,280	48,569,216	4,162,936	9.37%
1 目 特別高額医療費共同事業交付金	44,406,280	48,569,216	4,162,936	9.37%
6 款 財産収入	1,373	143,776	142,403	10,371.67%
1 目 利子及び配当金	1,373	143,776	142,403	10,371.67%
7 款 繰入金	349,948,857	452,294,181	102,345,324	29.25%
1 目 一般会計繰入金	349,948,857	452,294,181	102,345,324	29.25%
1 目 後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
2 目 保健事業等支援基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	661,104,112	1,295,252,098	634,147,986	95.92%
1 目 繰越金	661,104,112	1,295,252,098	634,147,986	95.92%
9 款 県財政安定化基金借入金	800,000,000	0	▲800,000,000	皆減
1 目 県財政安定化基金借入金	800,000,000	0	▲800,000,000	皆減
10 款 諸収入	192,032,036	171,598,924	▲20,433,112	▲10.64%
1 目 延滞金	90,600	87,000	▲3,600	▲3.97%
2 目 過料	0	0	0	—
3 目 加算金	0	0	0	—
1 目 預金利子	132,088	7,010,938	6,878,850	5,207.78%
1 目 第三者納付金	175,718,590	154,400,195	▲21,318,395	▲12.13%
2 目 返納金	16,090,758	10,073,119	▲6,017,639	▲37.40%
3 目 雑入	0	27,672	27,672	皆増
歳 入 計	114,090,090,133	120,216,786,063	6,126,695,930	5.37%

イ 歳出

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1 款 総務費	369,711,177	472,496,806	102,785,629	27.80%
1 目 一般管理費	369,711,177	472,496,806	102,785,629	27.80%
2 款 保険給付費	111,236,027,430	115,197,719,803	3,961,692,373	3.56%
1 目 療養給付費	102,393,848,910	105,556,293,271	3,162,444,361	3.09%
2 目 訪問看護療養費	748,750,075	1,099,844,380	351,094,305	46.89%
3 目 特別療養費	0	0	0	—
4 目 移送費	28,600	0	▲ 28,600	皆減
5 目 審査支払手数料	316,206,350	314,798,489	▲ 1,407,861	▲0.45%
6 目 療養費	943,734,088	988,268,437	44,534,349	4.72%
1 目 高額療養費	6,300,380,321	6,692,654,446	392,274,125	6.23%
2 目 高額介護合算療養費	99,668,159	106,860,780	7,192,621	7.22%
1 目 葬祭費	433,400,000	439,000,000	5,600,000	1.29%
2 目 傷病手当金	10,927	0	▲ 10,927	皆減
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	57,599,339	72,290,980	14,691,641	25.51%
1 目 共同事業拠出金	57,538,597	72,230,538	14,691,941	25.53%
2 目 共同事業事務費拠出金	60,742	60,442	▲ 300	▲0.49%
5 款 支払基金拠出金	0	93,575,300	93,575,300	皆増
1 目 出産育児支援金	0	93,575,300	93,575,300	皆増
2 目 流行初期医療確保拠出金	0	0	0	—
6 款 保健事業費	228,702,438	249,142,069	20,439,631	8.94%
1 目 健康診査費	118,453,000	130,858,000	12,405,000	10.47%
2 目 その他健康保持増進費	110,249,438	118,284,069	8,034,631	7.29%
7 款 基金積立金	183,588,373	12,932,776	▲ 170,655,597	▲92.96%
1 目 医療給付基金積立金	162	12,794,346	12,794,184	7,897,644.44%
2 目 保健事業等支援基金積立金	183,588,211	138,430	▲ 183,449,781	▲99.92%
8 款 公債費	0	135,000,000	135,000,000	皆増
1 目 財政安定化基金償還金	0	135,000,000	135,000,000	皆増
1 目 利子	0	0	0	—
9 款 諸支出金	719,209,278	1,300,776,693	581,567,415	80.86%
1 目 保険料還付金	21,800,100	19,424,940	▲ 2,375,160	▲10.90%
2 目 償還金	696,998,008	1,281,351,753	584,353,745	83.84%
3 目 還付加算金	0	0	0	—
1 目 一般会計繰出金	411,170	0	▲ 411,170	皆減
10 款 予備費	0	0	0	—
1 目 予備費	0	0	0	—
歳 出 計	112,794,838,035	117,533,934,427	4,739,096,392	4.20%
歳入歳出差引額	1,295,252,098	2,682,851,636	1,387,599,538	107.13%

IV 年表

年月	内容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

IV 年表

年月	内容
平成 19 年 02 月	● 山梨県後期高齢者医療広域連合設立
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行
	● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。
	● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続）
	● 平成 20・21 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市）
	● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続）
	● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

IV 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22・23 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革推進法成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革国民会議 報告書 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

IV 年表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） <ol style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

IV 年表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が、地域医療構想と統合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28・29 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

IV 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30・31 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

IV 年表

年月	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住所地特例対象者の追加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。
平成 31 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）
令和元年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）
令和元年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全世代型社会保障検討会議 中間報告 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 以下の方向性に基づき、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、最終報告の取りまとめ後 社会保障審議会の審議を経て 翌年夏までに成案を得た後に速やかに必要な法制上の措置を講じることとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者（現役並み所得者以外）であっても一定所得以上の方については、窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする ・ 高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期や 2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。
令和 02 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 2・3 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 640,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。

IV 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 62 万円を 64 万円とする。
令和 02 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被用者に対する傷病手当金の支給 並びに保険料の減免措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 10 日事務連絡）に基づき、同感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給について、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに同施行規則の一部改正を実施（令和 2 年 5 月 29 日施行） ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和 2 年 4 月 8 日事務連絡）に基づき、同感染症の影響を受けた被保険者を保険料減免の対象に含めるため、山梨県後期高齢者医療広域連合保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部改正を実施。（令和 2 年 5 月 29 日施行、令和 2 年 2 月 1 日適用）
令和 02 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,959 人 賦課総額 7,595,601,770 円 1 人当たり：58,000 円（軽減後）
令和 02 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年 12 月 15 日） <p>今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が 28 万円以上（所得上位 30%）かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の方）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。</p> <p>今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。</p> <p>また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。</p>
令和 03 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減率 … 7.75 割軽減を本則どおりの 7 割軽減に変更。 ● 均等割額の軽減対象となる要件の見直し
令和 03 年 06 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部負担金の負担割合見直し（令和 3 年 6 月 11 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が公布され、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担を 2 割にする。</p>
令和 03 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：130,241 人 賦課総額 7,600,875,160 円 1 人当たり：58,360 円（軽減後）
令和 04 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部負担金の負担割合見直しの施行期日（令和 4 年 1 月 4 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 13 号）により、一部負担金の負担割合見直しの施行期日が令和 4 年 10 月 1 日とされた。</p>
令和 04 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 4・5 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 8.30% 均等割額 40,980 円 賦課限度額 660,000 円

IV 年 表

年 月	内 容
	● 賦課限度額 64 万円を 66 万円とする。
令和 04 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：133,350 人 賦課総額 8,290,668,620 円 1 人当たり：62,172 円（軽減後）
令和 04 年 10 月	● 一部負担金の負担割合見直しの施行 現役並み所得者以外の被保険者で、一定所得以上であるものについて、窓口 2 割負担が令和 4 年 10 月 1 日より施行された。
令和 05 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：138,254 人 賦課総額 8,741,352,230 円 1 人当たり：63,226 円（軽減後）
令和 05 年 12 月	● 現行の健康保険証の廃止の施行期日（令和 5 年 12 月 27 日公布） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、現行の健康保険証の廃止の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日とされた。
令和 06 年 03 月	● 第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定 令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を中心に、標準化された様式、国より示された共通評価指標を活用して保健事業を評価し、広域連合間及び構成市町村間で実績等を比較することにより、より効果的な保健事業の実施を目指して、第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定した。
令和 06 年 04 月	● 令和 6・7 年度保険料率等 ▶ 所得割率 11.11% 均等割額 50,770 円 賦課限度額 800,000 円
	● 賦課限度額 66 万円を 80 万円とする。
	● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の開始 構成 27 市町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が開始された。
令和 06 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：141,642 人 賦課総額 11,773,928,730 円 1 人当たり：83,125 円（軽減後）
令和 06 年 12 月	● マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みへ移行
令和 07 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大
令和 07 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：145,433 人 賦課総額 12,871,009,340 円 1 人当たり：88,501 円（軽減後）

後期高齢者医療制度の概要（令和6年度版）

令和7年10月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢1-15-35

山梨県自治会館2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
